

# 令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 最終的な調整結果

管理番号

1

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

02 農業・農地

提案事項(事項名)

農地での埋蔵文化財の試掘調査に係る一時転用許可の不要化

提案団体

紫波町、川越市

制度の所管・関係府省

文部科学省、農林水産省

求める措置の具体的な内容

教育委員会等が文化財保護法に基づいて行う、埋蔵文化財の有無を確認する試掘調査については、土地の一部を掘削して地下の状況を確認するものにすぎず、短期間での原状復旧がされるものであることから、農地法に基づく一時転用許可を不要とすることを求める。

具体的な支障事例

周知の埋蔵文化財包蔵地で開発行為(土木・建設工事等)が行われる場合、早期に教育委員会が試掘調査を実施し、記録保存調査や開発行為の工法等の見直しの要否を確認する必要がある。また、周知の埋蔵文化財包蔵地でなくとも、文化財が埋蔵している可能性がある土地でも開発計画が増加傾向にあり、埋蔵文化財包蔵地の的確な把握のため、教育委員会が試掘調査を行っている。その他、開発行為は伴わないが土地の鑑定評価や学術調査・分布調査等のため、事前に試掘調査を実施しなければならない事例もある。しかし、農地で試掘調査を実施するためには、農地法に基づく一時転用許可が必要であるが、農業委員会等での手続きのため、許可までに1~2ヶ月程度要し、その後の記録保存調査の実施や開発行為等も後ろ倒しとなっている。記録保存調査は、遺跡等の現状保存が不可能な場合に現地を発掘し、痕跡を資料化するものであるが、特に冬季は雪等の影響により実施できないことがあるため、試掘調査の依頼が秋頃にされたとしても、記録保存調査が春以降となり、住宅の建設等が遅れてしまっている事例もある。以上を踏まえ、試掘調査は地方公共団体が行う一時的なものであり、文化財保護制度の中で実施するものであることから、その後無断で別の目的に転用されることも想定されないことを考慮し、農地法上の一時転用許可の取得を不要とすることを求める。

令和2年度における試掘調査の件数:13 件

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

迅速な試掘調査の実施により、一層の文化財保護が図られることに加え、土地の有効活用促進につながる。また、土木・建設工事等の期間短縮により地域経済の活性化が見込まれる。

根拠法令等

農地法第4条第1項、第5条第1項、文化財保護法第93条、「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について」(平成10年9月29日文化庁次長通知)

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

盛岡市、須賀川市、佐倉市、柏市、小田原市、長野県、田原市、枚方市、羽曳野市、広島市、山口県、大村市、熊本市

—

## 各府省からの第1次回答

農地で埋蔵文化財包蔵地把握のための試掘を行う場合であっても、当該農地の周辺農地の営農条件に支障を生ずる恐れがないかや、試掘後に当該農地が確実に原状復旧されることが担保されているかどうか等については、あらかじめ確認をしておく必要があると考えている。  
ただし、これら必要事項の確認が、農地の一時転用許可手続きではなく他の代替措置により行うことが可能かどうかについては、今後検討してまいりたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

埋蔵文化財の試掘調査については一時転用許可を不要とするという理解でよいか。その場合、速やかに措置することとし、その時期について御教示いただきたい。  
また「他の代替措置」とは、具体的にどのようなものを想定しているか御教示いただきたい。  
本提案の主旨は公共的かつ短期間で原状復旧される試掘調査実施の迅速化であり、当該手続きの簡素化と期間短縮が必須であることをお含み置きいただいたうえで検討願いたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 地方六団体からの意見

【全国知事会】  
提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

【全国町村会】  
提案団体等の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○1次ヒアリングにおいて、試掘調査の実施による周辺農地への悪影響等がないことを確認した上で一時転用許可を不要とすることを念頭に必要な措置を検討するとの説明があったが、関係省庁間で農地への影響を速やかに確認し、2次ヒアリングまでに具体的な方向性を示していただきたい。  
○農地の一時転用許可を不要とした場合の代替措置について、その要否を含め、地方公共団体の負担とならないよう検討いただきたい。

## 各府省からの第2次回答

現在、文化庁及び内閣府地方分権改革推進室と調整の上で、埋蔵文化財の試掘調査の実態や、これまでに周辺の営農に支障が生じた事例の有無について、調査を行っているところである。本調査結果によって、周辺農地への支障を生じるような問題が生じていないのであれば、一時転用許可を不要としてよいと考えている。  
また、第1次回答でお答えした「他の代替措置」についても、上記の調査結果により必要性を含め判断することとするが、仮に代替措置を必要とする場合でも、ご提案の趣旨を踏まえ、極力軽易なものにしたいと考えている。  
許可不要とする場合は省令の改正を予定しており、その改正時期は令和3年度末を予定している。

## 令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（令和3年12月21日閣議決定）記載内容

5【文部科学省】  
(8)文化財保護法(昭25法214)及び農地法(昭27法229)  
地方公共団体が文化財保護法に基づき埋蔵文化財の有無を確認する試掘調査については、令和3年度中に省令を改正し、農地転用許可(農地法4条1項及び5条1項)を不要とする。

(関係府省:農林水産省)

# 令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 最終的な調整結果

管理番号

2

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11\_その他

提案事項(事項名)

ファイナンスリース方式等の PPP 手法による事業に対する国の補助金等の適用

提案団体

富山市

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、農林水産省

求める措置の具体的な内容

農林水産省が所管する「強い農業・担い手づくり総合支援交付金」及び文部科学省が所管する「公立学校施設費国庫負担金」、「学校施設環境改善交付金」について、地方公共団体が資産を保有しないファイナンスリース方式等の PPP 手法による事業に対する適用を求める。

具体的な支障事例

我が国においては、厳しい財政状況の中、今後、人口減少等により、公共施設等の利用需要が変化することが予想されており、長期的な視点を持って、統廃合・再配置などを効率的・計画的に行うことが求められている。このような状況の中、地方公共団体が地域の実情に合わせ、公共施設を最後まで保有することなく公共サービスを提供する「公共施設の非保有手法」は、将来的な維持の負担も含め、有効な手法の一つであると考えられる。当市では、このたび、卸売市場の整備に際し、市有地を民間に事業用定期借地として貸付け、そこに民間が市場を建設し、それを市にリースする方式をとることにした。また、今後、公立学校施設の整備にあたっても、同方式を活用する事業を検討中である。

しかしながら、これらの施設についてファイナンスリース方式等の公共施設の非保有手法による施設整備にあたっては、市が施設を保有する場合と異なり、設計や整備に係る補助金等が適用されないものが大半であるため、イニシャルコストの増大につながり、当該手法の検討が進まない。

近年推奨されている公共施設マネジメントの観点からも、人口減少が止まらず、公共施設への需要が変化し得る中で、多様な施設整備手法を促す補助金制度となることが望ましいと考えている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

地域の実情に合わせ、次の点など、ヒト・モノ・カネの最適化・最大活用が図られるようになると考える。

・ファイナンスリースの場合、地方公共団体等が施設を直接所有しないため、事業期間終了時に施設が不要となつた場合は、手放すことが容易となる。

（人口増等による一時的な需要の増加に弾力的に対応することが可能）

・施設を民間事業者が保有するため、固定資産税等の税収を見込むことが可能となる。

・維持管理等の窓口がリース事業者に集約されるため、契約業務の事務負担の軽減が期待できる。

根拠法令等

ファイナンスリース方式への補助金の適用を規制している特段の規定等の存在は認められないが、本提案のように、施設整備への補助の前提として地方公共団体が当該施設を保有することが条件となっているものがある。

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

伊勢崎市、柏市、川崎市、富山県、豊田市、西尾市、熊本市、宮崎県

- 学校空調PFI事業は市保有方式を採用している。
- 当市においては、ランニングコストを含む費用負担の軽減や平準化、維持管理事務の軽減、緊急時の柔軟な対応などの観点から、市有施設整備の一部にリース方式を導入している。  
当市における支障事例として、教室不足が予測される学校において、児童生徒数の増加に対応するためにリース校舎を増設したが、「公立学校施設費国庫負担金」を活用できなかった事例や、中学校体育館の空調設備導入の際、リース方式を採用したため、「学校施設環境改善交付金」を活用できなかった事例がある。  
ファイナンスリース方式での施設整備も補助制度の対象とすることで、市有施設における整備手法の選択肢が広がる。

## 各府省からの第1次回答

強い農業・担い手づくり総合支援交付金、公立学校施設整備費負担金及び学校施設環境改善交付金は、いずれも、財政法第4条ただし書に基づく建設公債の発行対象経費である。公債は、将来の国民が納める税金により償還されることから、公債の発行により調達した資金を投入したことによる成果は、将来の国民も享受できるものであるべきとの考えに基づき、建設公債の発行対象経費は「公の資産」の形成に資する事業に要する費用に限定されている。  
リース方式により施設を整備した場合、地方公共団体は当該施設の所有権を有さず、リース期間が終了すれば当該施設を使用する権原を失うことになるとともに、リース方式による施設整備に係る費用は、その性質が維持管理費や手数料等の経費も含む賃借料であって、「公の資産」の形成に資すると言うことはできない。  
従って、リース方式による卸売市場の整備及び公立学校施設の整備に要する費用を、強い農業・担い手づくり総合支援交付金、公立学校施設整備費負担金及び学校施設環境改善交付金の対象とすることは困難である。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

リース方式による施設整備に要する費用が、「公の資産」の形成に資することにはならないため、当該負担金及び交付金の対象としていることであるが、国庫補助については、年々、PPP事業まで対象範囲を広げるものが増加している中、単に補助対象のメニューに追加するのではなく、今回の提案のように、PPP事業の特性に即した内容に見直しがなされていることが課題であると考える。公共施設の運営方法が非保有手法など時代のニーズにより多様化する中で、地域の実情に即した公共施設の運営を支援するため、PPPの事業スキームに対応した補助金とするよう、補助対象の見直しに向けて前向きに御検討いただきたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

一

## 地方六団体からの意見

【全国知事会】  
提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

## 各府省からの第2次回答

強い農業・担い手づくり総合支援交付金、公立学校施設整備費負担金及び学校施設環境改善交付金は、いずれも、財政法第4条ただし書に基づく建設公債の発行対象経費である。公債は、将来の国民が納める税金により償還されることから、公債の発行により調達した資金を投入したことによる成果は、将来の国民も享受できるものであるべきとの考えに基づき、建設公債の発行対象経費は「公の資産」の形成に資する事業に要する費用に限定されている。  
リース方式により施設を整備した場合、地方公共団体は当該施設の所有権を有さず、リース期間が終了すれば当該施設を使用する権原を失すことになるとともに、リース方式による施設整備に係る費用は、その性質が維持管理費や手数料等の経費も含む賃借料であって、「公の資産」の形成に資すると言うことはできない。  
従って、リース方式による卸売市場の整備及び公立学校施設の整備に要する費用を、強い農業・担い手づくり総合支援交付金、公立学校施設整備費負担金及び学校施設環境改善交付金の対象とすることは困難である。

「強い農業・担い手づくり総合支援交付金」による卸売市場の整備においては、地方自治体が資産を保有しないPFI法に基づくBOO方式により既に補助対象としているところなので、非保有方式による整備の場合には活用を御検討いただきたい。

少子高齢化・人口減少といった人口動態等を踏まえた今後の公立学校施設の在り方については、中央教育審議会の答申(令和3年1月)や、当該答申も踏まえた、学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議の中間報告(令和3年8月)において、他の公共施設との複合化・共用化など、計画的・効率的な施設整備を進める必要性等が指摘されており、こうした状況も踏まえ、文部科学省としては、具体的な方策について検討を進めてまいりたい。

#### 令和3年 地方からの提案等に関する対応方針（令和3年12月21日閣議決定）記載内容

##### 5【農林水産省】

###### (24) 強い農業・担い手づくり総合支援交付金

食品流通拠点施設整備については、BOO方式による施設の効率的かつ効果的な運営管理を行おうとする地方公共団体の検討に資するよう、非保有手法の先進的な活用事例と併せて、BOO方式による当該施設整備が補助の対象であること等を、改めて地方公共団体に令和3年度中に周知する。

(関係府省：内閣府)

# 令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 最終的な調整結果

管理番号

3

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03\_医療・福祉

提案事項(事項名)

特定教育・保育施設等の定員弾力化に係る公定価格の減算調整措置の見直し

提案団体

吉川市、郡山市

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的な内容

特定教育・保育施設等の定員弾力化に係る公定価格の減算調整措置について、意図的な受入調整による措置適用の回避を防止し、適正な利用定員の設定及び施設型給付費等の適正化を促すため、指導監督してきたにもかかわらず、利用定員の変更申請等が行われない場合には、公定価格を減算調整できることとするなど、一定期間の経過を待たずに減算措置を講ずることができるように仕組みを見直す。

具体的な支障事例

当市には、利用定員を恒常に超え児童を受け入れているが、定員変更の市の求めに応じず、変更申請を行わない保育所がある。その理由は、公定価格の区分において、高い単価が維持された常態で費用が支給されるためである。恒常に利用定員を超える特定教育・保育施設等に対しては、公定価格の減算調整措置が講じられているが、当該減算調整措置の適用に当たっては、①直前の連続する5年度間(幼稚園及び認定こども園(1号認定)にあっては2年間)常に利用定員を超えること、②各年度の年間平均在所率が120%以上であることが要件となる。当該保育所は、直近4年は平均在所率が120%を超えていた。令和3年度(5年目)についても、定員を超え利用申込があったため、市の受入人数の増枠要請にもかかわらず、120%未満となるように意図的に調整を行った。この行為は5年目の平均在所率を120%未満とし、翌年度の減算調整措置の適用を意図的に回避したものと推察でき、子ども・子育て支援法における利用調整の協力義務や国の通知(保育所への入所の円滑化について(平成10年2月13日付け児保第3号))にも反する。また、確認に係る指導監査において利用定員の変更を促しているが、本事案に対する効果的な防止策とならないことから、当該減算調整措置の見直しを求めるものである。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

現行制度では、特定教育・保育施設等の利用定員の変更は、当該施設等からの申請によることとされており、市町村が当該申請に関与することは困難である。公定価格上の減算調整措置は、恒常に定員を超える場合に、施設型給付費等を減算することで、特定教育・保育施設等が利用定員の変更申請を適切に行うよう促す目的で講じられたものと考えるが、適用要件が厳しく、また、一度要件から外れると期間のカウントもリセットされるため、実効性に乏しい。利用定員の見直しが必要であるにもかかわらず、適切に変更申請を行わない場合や、保育ニーズがあるにもかかわらず、意図的に受入調整を行い、市町村の利用調整に応じない場合についても、当該減算調整措置を適用することが可能となれば、特定教育・保育施設等による恣意的な受入人数の調整を防止し、住民の保育利用ニーズを満たすことにつながるほか、利用定員の変更申請も促しやすくなり、過大に支給されている施設型給付費等の適正化も図れる。

根拠法令等

子ども・子育て支援法第32条第1項、第42条第2項(平成24年法律第65号)特定教育・保育等に要する費用

の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について(平成28年8月23日付け府子本第571号、28文科初第727号、雇児発0823第1号)、保育所への入所の円滑化について(平成10年2月13日付け児保第3号)

#### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、滋賀県、守口市、高松市、宮崎県、宮崎市、延岡市

○当市においても類似の事例があり、該当の認定こども園は市の定員変更の求めに応じず、令和元年度に減算調整措置の適用を受けたが、その後、わずかな定員変更(変更後も平均所在率が120%未満になるとは思えない程度のもの)を行うことにより、減算調整措置の適用を意図的に回避したものと思われる。

○提案団体と類似した問題があり、見直しが必要と考える。

○複数年にわたり利用定員を超える児童が入所している施設が県内でも散見され、今後も恒常的に超えることが見込まれる場合は利用定員の見直しを行うよう行政指導監査で市町に対して口頭指摘しているが、本提案で挙げられている背景とおそらく同じ考えのもとに適切な対応がなされず、本来あるべき状態と比較して過大に給付費を支給しているケースがある。

#### 各府省からの第1次回答

保育所等においては、利用定員の範囲内で子どもを受け入れることを原則としているが、年度の途中に保育の実施が必要な子どもが生じた場合の対応や待機児童の解消のため、設備運営基準を満たした上で、利用定員を超えた子どもの受け入れも可能としている。

公定価格では、この場合において、必要な職員体制の確保や、子どもの受け入れのインセンティブといった観点から、利用定員の定員区分に基づき適用される単価により施設型給付費等を支給し、利用定員を超えていた状態が一定期間継続する場合には減算する仕組みを設けている。

※一方で、この仕組みは、減算が行われるまで定員変更を行うことを妨げるものではなく、教育・保育の提供は利用定員の範囲内で行われることが原則であることを踏まえ、市町村において当該期間の期限が到来する前に利用定員の変更を促すことは可能である。

なお、市町村は、児童福祉法に基づき、保育ニーズに対応した受け皿の整備を行うこととされており、定員超過が続く場合においては、保育の受け皿整備等により、その解消を図ることが考えられる。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

当市におきましても、ご回答のとおり利用定員の超過が継続している保育施設に対して、度々、利用定員の変更を要請しておりますが、当該保育施設が応諾しない状況にあります。

当該保育施設は、子ども・子育て支援法における協力義務や国通知「保育所への入所の円滑化について(平成10年2月13日付け児保第3号)」に反する状況を理解しておりますが、減算措置が適用されないように、5年目に意図的に受入人数を調整しております。

ご回答のとおり、子どもの受け入れに対するインセンティブの意図は理解できるものの、このような行為が継続することは、適正な給付費の支給と利用調整に支障をきたすものであるため、提案のとおり、一定期間の経過を待たずに減算措置を講ずることができるように仕組みを見直すようお願いするものです。

また、保育ニーズに対応した受け皿づくりについては、待機児童数が低水準で推移していること、特定園に申込が偏ること、今後の児童人口の推移を踏まえた場合に、直ちに新設する状況にななく、現行制度の枠組みにより市として適切に対応しているものの、解決に至らない状況にあるための提案であることをご理解いただくようお願いいたします。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 地方六団体からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

【全国市長会】

提案の実現を求めるものであるが、都市自治体がこれまでから行っている待機児童解消を目的とした弾力的運用については利用調整を行っていることから、待機児童解消を目的として行う弾力運用については考慮する必要があるとの意見が寄せられているため、その点については配慮していただきたい。

## 各府省からの第2次回答

公定価格では、年度途中入所への対応や待機児童の解消のため定員を超えて受け入れを行う場合に、子どもの受け入れのインセンティブといった観点から、利用定員の定員区分に基づき適用される単価により施設型給付費等を支給しているものであり、本提案により、保育所等での受け入れが進まなくなることが懸念されるため、定員を恒常的に超過する場合の減算調整の見直しを行うことは困難である。

また、保育所等において定員変更が見込まれない場合には、それを踏まえた上で、地域の保育の受け皿を活用して適切に利用調整等を行うことが考えられる。

## 令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（令和3年12月21日閣議決定）記載内容

### 5【文部科学省】

(11)子ども・子育て支援法(平24法65)

(iii)教育・保育施設の設置者又は地域型保育事業を行う者については、実際の利用者数が利用定員を恒常に上回っているときは、当該利用定員を適切に見直し、確認の変更を行う必要があることを、地方公共団体に令和3年度中に改めて周知する。

(関係府省：内閣府及び厚生労働省)

# 令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 最終的な調整結果

管理番号

28

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

04\_雇用・労働

提案事項(事項名)

職業能力開発校における留学生の受入及び修了後における当該留学生の在留資格について「留学」から「技術・人文知識・国際業務」への変更を可能とすること

提案団体

宮城県、三重県、広島県

制度の所管・関係府省

法務省、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

日本での就職を希望する留学生の地方の中小企業への就職を促進するため、出入国管理及び難民認定法別表第1の4の留学の項の下欄における「設備及び編制に関してこれらに準ずる機関」として、職業能力開発校を追加するとともに、留学生が職業能力開発校の職業訓練を修了した場合には、同法別表第1の2に規定する在留資格「技術・人文知識・国際業務」への変更を可能とすること。

具体的な支障事例

## 【支障事例】

職業能力開発促進法においては、出入国管理及び難民認定法別表第1の4の表の留学の在留資格をもって在留する者が、公共職業能力開発施設の行う普通職業訓練又は高度職業訓練(以下「公共職業訓練」という。)及び公共職業訓練に準ずる訓練を受けることについて制限する規定はない。一方、出入国管理及び難民認定法においては、公共職業訓練又は公共職業訓練に準ずる訓練を受けることを目的とした留学の在留資格の取得を制限する規定が存在する。具体的には、公共職業能力開発施設のうち、職業能力開発大学校と職業能力開発短期大学校については、同法別表第1の4の留学の項の下欄に掲げる活動に規定される学校に準ずる機関であることから、留学の在留資格の取得が許可されているが、当県の高等技術専門校のような職業能力開発校は、当該機関ではないことから、留学の在留資格の取得が許可されていない。

以上のとおり、職業能力開発校においては、留学生の受入が実際にはできない状況となっている。また、仮に留学生が職業能力開発校に入校し、建築、自動車整備、IT等の分野の職業訓練を修了した場合においても、現行上は、出入国管理及び難民認定法別表第1の2に規定される在留資格「技術・人文知識・国際業務」への変更ができない。

## 【制度改正の必要性】

職業能力開発校と、留学の在留資格の取得が許可されている専修学校専門課程とで、同じ内容の学科・訓練科を開設している場合、習得できる技術・知識、取得できる資格は同等であると考える。また、地方の中小企業は人手不足にあり、解決手段の一つとして、職業能力開発校で、日本での就職を希望するものづくり等の技能を有する留学生を対象とした人材育成は有効と考える。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

留学生が技術・知識を習得できる機関・機会が増え、選択の幅が広がる。また、留学生が習得した技術・知識を活かした職に就くことで、活躍の機会も増加する。特に、人材獲得力が弱く絶対的人手不足に悩む地方の建築、自動車整備、IT等の分野の中小企業への留学生の就職の支援につながり、地域経済の活力維持・向上が期待できる。

## 根拠法令等

出入国管理及び難民認定法別表第1の2、1の4  
出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令  
留学生の在留資格「技術・人文知識・国際業務」への変更許可のガイドライン  
職業能力開発促進法第15条の7、第16条、第19条、第92条  
職業能力開発促進法施行規則第10条～15条

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、富山県、山梨県、長野県、京都府、高知県、延岡市

○当県においても、外国籍の高校生等から入校の可否について問い合わせがある中、①の支障事例（前段）に記載の状況と同様であり、当県の高等技術専門校のような職業能力開発校に入校を希望するものにも「留学」の在留資格を与えていただくよう働きかけることについては、参画の意向あり。

## 各府省からの第1次回答

「留学」の在留資格で行うことができる「教育を受ける活動」は、その性質上、教育機関において行うものであるが、職業能力開発校については、設備及び編制等において出入国管理及び難民認定法別表第一の四に掲げる教育機関と同等とは認めていないことから、同校入校者に「留学」を付与することは困難である。なお、職業能力開発短期大学校等については、高度職業訓練等を行うための施設であって、設備及び編制等において大学と同等と認められるため、大学に準ずる機関として判断したものである。「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に該当する活動は、自然科学又は人文科学に属する技術・知識を必要とする業務のほか、外国の文化に基盤を有する思考等を必要とする業務に従事する活動であるところ、自然科学又は人文科学に属する技術・知識を必要とする業務は、学術上の素養を背景とするものであり、大学等において修得した一定水準以上の専門的知識を必要とするものでなければならない。また、外国の文化に基盤を有する思考等を必要とする業務とは、外国の特有の文化に根ざす一般の日本人が有しない思考方法等を必要とする業務である。大学や専修学校については、教育課程等から学術上の素養の向上を目的にしているといえることから、それを卒業した者は、学術上の素養があると認めているところ、職業能力開発校は、公共職業能力開発施設であることから、大学及び専修学校とは異なり、学術上の素養を向上させることを目的とした機関ではない。よって、職業能力開発校を卒業した者について、大学等を卒業した者と同等に評価することはできない上、外国の特有の文化に根ざす思考方法が培われたものとも認められないため、御提案を受け入れることは困難である。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

職業能力開発校と専修学校は、ともに職業に必要な能力・技能・知識を学ぶ場とされており、設備及び編制等については、それぞれ職業能力開発促進法施行規則、専修学校設置基準等で定められているが、授業あたりの生徒数や定員に対する教員数などの編制等については、職業能力開発校は、専修学校相当であるため、職業能力開発校入校者に「留学」を付与していただきたい。現在、職業能力開発校において、外国人が公共職業訓練を受けることについて制限する規定はないが、「留学」の在留資格を得られないことにより留学生として受け入れることができておらず、職業能力開発校を設置する地方公共団体に対する実質的な規制となっている。本提案は、当該規制の緩和により、職業能力開発校において、留学生を対象とした人材育成を可能とすることを求めるものである。また、職業訓練の修了後、習得した技術・知識を活かした職に就くことが可能になれば、地方の中小企業における人手不足解消の一助となり、地域経済の活力維持・向上につながる。また、県の職業能力開発校においては、一定水準以上の専門的知識を習得していることに加え、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格が認められている職業能力開発短期大学校と同様に、技能に関する知識のほか、幅広い知識・教養の習得を図る科目を実施しており、修了者は、その知識を必要とする業務に従事している。職業能力開発校と専修学校では、修了者の取得可能な資格が同等の場合が多く、習得する専門的知識も同程度と考えられることから職業能力開発校修了者について、専修学校修了者と同等に評価し「技術・人文知識・国際業務」の在留資格を付与していただきたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

一

### 地方六団体からの意見

#### 【全国知事会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

## 各府省からの第2次回答

在留資格「留学」をもって本邦において行うことができる活動については、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。)別表第1の4の表において、大学等において教育を受ける活動であることとしている。専修学校については、学校教育法(昭和22年法律第26号)第124条において、職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として組織的な教育を行う一定の要件を満たす教育施設である旨を規定しており、入管法別表第1の4の表の留学の項の下欄に掲げる機関として認めている。

公共職業訓練施設については、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)において、労働者が段階的かつ体系的に職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得することができるよう設置して、職業訓練を行うものである旨を規定しているが、このうち職業能力開発短期大学校等については、高度職業訓練等を行うための施設であって、設備及び編制等において大学と同等と認められるため、大学に準ずる機関として認めている。一方、職業能力開発校については、普通職業訓練を行うための施設であること及びその設備及び編制等において大学等に準ずる機関であるか現状明らかでないことから、入管法別表第1の4の表の留学の項の下欄に掲げる機関として認めることは困難である。

また、職業能力開発校を卒業した外国人の在留資格「技術・人文知識・国際業務」への変更の御提案を検討するに当たっては、「技術・人文知識・国際業務」のうち、自然科学又は人文科学の分野に属する技術・知識を必要とする業務(当該業務とは、第1次回答で述べたとおり、学術上の素養を背景とし、大学等において修得した一定水準以上の専門的知識を必要とするものである必要がある。)に従事しようとする場合には、当該外国人が、以下のいずれかの者と同程度のものであると認められる必要があるが、現状、職業能力開発校を卒業した者がこれらの者と同程度であるかが明らかでないことから、御提案を受け入れることは困難である。

1 従事しようとする業務に必要な自然科学若しくは人文科学の分野に属する技術・知識に関連する科目を専攻して大学を卒業し、又はこれと同等以上の教育を受けたものであること

2 従事しようとする業務に必要な自然科学又は人文科学の分野に属する技術・知識に関連する科目を専攻して本邦の専修学校の専門課程の教育を受け専門士の称号を付与されたものであること

なお、在留資格「留学」は教育機関において教育を受けることが本質であり、人手不足への対応は趣旨が異なる。外国人の受け入れの目的が深刻な人手不足の解消である場合、特定技能制度の活用も御検討いただきたい。

## 令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（令和3年12月21日閣議決定）記載内容

### 5【文部科学省】

(9) 出入国管理及び難民認定法(昭26令319)及び職業能力開発促進法(昭44法64)

職業能力開発校(職業能力開発促進法15条の7第1項1号)において普通職業訓練を受ける外国人については、以下のとおりとする。

・「研修」の在留資格(出入国管理及び難民認定法(以下「入管法」という。)別表1の4)が付与され得ることを明確化し、地方公共団体に令和3年度中に通知する。

・本邦に在留する外国人に係る在留資格のうち「留学」については、職業能力開発校が入管法別表1の4の表の留学の項の下欄に掲げる機関に該当するものとすることについて検討し、令和4年内に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

・当該結論を踏まえ、職業能力開発校の特定の課程を修了した外国人が、自然科学又は人文科学の分野に属する技術・知識を必要とする業務に従事しようとする場合において、当該業務について、本邦の専修学校の専門課程の教育を受け専門士又は高度専門士の称号(「専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程」(平6文部省告示84))を付与される場合と同等以上の技術又は知識を有していると認められるときには、当該外国人は「技術・人文知識・国際業務」の在留資格(入管法別表1の2)をもって在留を可能とすることについて検討し、令和4年内に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省:法務省及び厚生労働省)

# 令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 最終的な調整結果

管理番号

42

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

05\_教育・文化

提案事項(事項名)

教育支援体制整備事業費補助金の交付スケジュールの迅速化

提案団体

神奈川県

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的な内容

教育支援体制整備事業費補助金について、3月末に行われている内示に先立ち、予算が成立した際の見込みであることを前提に、予算額の目安について情報提供を求める。

具体的な支障事例

当該補助金については、内示により初めて予算額が示されることにより、短期間で人材を探さなければならないなどの事務負担が非常に大きい。

【内示状況】

(事業年度)	(内示日)
令和3年度	令和3年3月 25 日
令和2年度	令和2年3月 31 日
令和元年度	平成 31 年3月 29 日
平成 30 年度	平成 30 年3月 30 日
平成 29 年度	平成 29 年3月 29 日

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

経験豊富で生徒の学力向上に資する地域人材等を確保することが可能となる。

学校や地域の実情に応じた、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの勤務割振りを検討するための十分な時間の確保が可能となる。

根拠法令等

教育支援体制整備事業費補助金交付要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、長野県、島根県、山口県、熊本市

OSC・SSW が会計年度任用職員となったことから、勤務条件通知書等の作成業務のため、事業補助額の内示を3月上旬までに実施頂きたい。

○教育支援体制整備事業補助金の内示が3月末に示されるため、短期間で人材確保をしなければならず、各教育事務所や各市町村教育委員会の負担が大きい。

## 各府省からの第1次回答

教育支援体制整備事業費補助金スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー活用事業については、可能な限り早期の情報提供に努めてまいりたい。

教育支援体制整備事業費補助金(補習等のための指導員等派遣事業)については、仮申請を受け付け、内示を行っているところです。この手続きの日程には法令上の規定はないため、昨年度までよりもなるべく早い時期に仮申請の依頼及び申請締め切り日を設定し、可能な限り速やかに内示を行ってまいります。なお、申請締切までに適切な申請をしていただくことで内示を早めることができますので、各教育委員会には御協力いただきますようお願いいたします。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

＜スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー活用事業＞

「可能な限り早期の情報提供に努めてまいりたい。」とあるが、具体的に、どのような内容の情報が、いつ頃示される見込みかを明示していただきたい。特に、各自治体への予算の見込み額が、いつ頃示されるのかを明示していただきたい。

＜補習等のための指導員等派遣事業＞

令和3年度教育支援体制整備事業費補助金(補習等のための指導員等派遣事業)の仮申請締切日は、令和3年2月26日であり、同年3月25日に内示があったところであるが、これを概ね1か月程度前倒しすることにより、年度当初の円滑な事業実施に向けて適時に人員を確保することができるとともに、スクールキャリアカウンセラー等会計年度任用職員の4月1日付け任用に向けた準備を円滑に進めることもできるので、ご配慮をお願いしたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

――

## 地方六団体からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

## 各府省からの第2次回答

教育支援体制整備事業費補助金(スクールカウンセラー等活用事業、スクールソーシャルワーカー活用事業及び補習等のための指導員等派遣事業)に係る具体的なスケジュールについては、市町村にとっても円滑な事務となるよう、その状況を踏まえ、可能な限り速やかに内示ができるよう検討してまいります。

## 令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（令和3年12月21日閣議決定）記載内容

5【文部科学省】

(14)教育支援体制整備事業費補助金

教育支援体制整備事業費補助金については、地方公共団体の円滑な事業の執行に資するよう、毎年度可能な限り早期に内示を行う。

# 令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 最終的な調整結果

管理番号

64

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03\_医療・福祉

提案事項(事項名)

月途中での入退園等に係る施設等利用費の日割り計算の簡素化

提案団体

岐阜県、郡山市

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的な内容

月途中での入退園等における施設等利用費の日割り計算について、計算過程での端数分の取扱いや開所日数の算出方法を見直す等の事務の簡素化を求める。  
現行制度で明確になっていない日割り計算で発生する10円未満の端数分の取扱いについては、例えば、端数分は市町村が負担する等、取扱いの明確化を求める。また、施設等利用費の日割り計算は、「その月の開所日数」を用いて算出するが、当該日数は各施設で異なるため、例えば施設型給付費の様に、「その月の開所日数」を25日と設定する等、統一的な考え方を求める。

具体的な支障事例

施設等利用費については、月途中での入退園や、保護者が市町村をまたいで住所地を変更した場合などは、日割りにより給付することが求められているが、その際の施設等利用費の算出方法は、非常に煩雑であり、施設及び市町村において、事務負担となっている。  
特に、月途中に保護者が市町村をまたいで住所地を変更した場合や新制度未移行幼稚園に転園した場合、日割り計算において発生する10円未満の端数は切り捨てことになっており、切り捨てられた端数分は、施設等利用費を得られないため、新制度未移行幼稚園が保護者に対し請求するか、当該園が端数分を負担することとしている。多くの園は保護者に端数分を請求しているため、保護者に対する請求業務が新たに発生しているが、一方で、園が端数分を負担することとした場合、園に負担が生じることとなる。  
また、施設等利用費における日割り計算(利用開始の場合)は、「2.57万円(上限) × 認定起算日最初の利用日以降のその月の開所日数 ÷ その月の開所日数」で算出することとされているが、「その月の開所日数」が新制度未移行幼稚園ごとに異なるため、園と市町村間において、開所日数の確認が負担となっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

市町村が端数分を負担することで、施設から保護者に対する端数分の請求事務が不要となり、施設における事務負担が軽減される。また、保護者による端数分の負担がなくなる。  
さらに、日割り計算における開所日数の考え方について、統一的な見解が示されることにより、施設及び市町村における事務負担が軽減される。

根拠法令等

子ども・子育て支援法施行令第24条の4第2項

子ども・子育て支援法施行規則第59条の2

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律等の施行に伴う留意事項等について(令和元年9月13日付け内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長通知)

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、仙台市、須賀川市、富津市、川崎市、長野県、中野市、大垣市、岐南町、豊田市、吹田市、広島市

○開所日数の数え方が明確にされていないことによる市町村間での認識のずれや、日割り計算の10円未満の端数処理による10円の減収により、施設が見込む $25,700\text{円} \times \text{人数}$ の収入との誤差が生じ、施設における会計上の支障も生じている。

○月途中での市外への転出、市外からの転入があった場合には、その都度相手方の自治体と協議し、日割りするか、月単位で負担するかを決定しており、事務負担となっている。そのため取扱いの統一化を求める。

## 各府省からの第1次回答

ご提案の日割り計算に関しては、昨年度、新制度未移行幼稚園の利用者が月の途中で転園せずに市町村をまたがる転居をした場合の当該月の施設等利用給付の支給について、関係市町村間で調整がついた場合には、日割り計算をせずに、いずれかの市町村がまとめて支給する運用(以下、「月割り」という。)を可能としたところであり、この場合には月割りを活用することも可能である。

日割り計算による施設等利用費の取扱いについては、令和元年10月の幼児教育・保育の無償化から開始されたもので、幼児教育・保育の無償化に関する市町村実務を検討する会議(全国市長会・全国町村会推薦の12自治体がメンバー)における検討を経て、現行の取扱いとなっている。

月の途中に特定子ども・子育て支援の利用の開始や終了又は利用する施設等の変更等の事由があった場合における施設等利用費の算出方法は、その月の開所日数を基礎とした日割りによって計算することとし、日割り計算によって算出された支給上限額と実利用料を比較し、いずれか低い方の金額を支給額としている。その際、支給上限額は10円未満の端数は切り捨てとし、実利用料は、実額(10円未満の端数の切り捨てなし)としている。

今回、10円未満の端数分の負担に係る提案については、ご提案の趣旨を踏まえ、幼児教育・保育の無償化に関する市町村実務を検討する会議において検討する予定である。

また、施設等利用費は、認可外保育施設や、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業(ファミリーサポートセンター事業)(以下、「施設等」という。)など、必ずしも継続的な在園関係を前提としない施設等も対象としているため、これらの施設等までも対象とした統一的な日数を設定することは困難であるが、例えば一定の施設類型に限って標準日数を設定することが可能かどうか等についても、併せて検討する予定である。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

現在、施設等利用費の日割り計算において発生する10円未満の端数分は、新制度未移行幼稚園が保護者から徴収、又は新制度未移行幼稚園での負担となっている。保護者から10円未満の端数分を徴収する場合、徴収にかかる事務が負担となっており、また、新制度未移行幼稚園で負担する場合は、当該幼稚園に金銭的な負担が生じることになり、新制度未移行幼稚園において、10円未満が切り捨てられることへの不満があがっているところである。

このため、日割り計算において発生する10円未満の端数分は市町村が負担することを、1次回答で示された幼児教育・保育の無償化に関する市町村実務を検討する会議において検討いただきたい。市町村が負担することにより、施設から保護者に対する端数分の請求事務が不要となり、事務負担の軽減が期待できる。

新制度未移行幼稚園の開所日数については、関係市町村間での確認・調整が事務の負担となっているため、施設型給付費と同様に標準日数を設定することをぜひ検討願いたい。標準日数が設定されれば、市町村の事務負担の軽減や、新制度未移行幼稚園への遅滞ない施設等利用費の支払いにつながり、当該幼稚園は円滑に運営することができる。

上記について、早急に対応願いたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 地方六団体からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

## 各府省からの第2次回答

一次回答にもあるとおり、ご提案の日割り計算に関しては、昨年度、新制度未移行幼稚園の利用者が月の途中で転園せずに市町村をまたがる転居した場合の当該月の施設等利用給付の支給について、関係市町村間で調整がついた場合には、日割り計算をせずに、いずれかの市町村がまとめて支給する運用(以下、「月割り」という。)を可能としたところであり、この場合には月割りを活用することも可能である。

日割り計算による施設等利用費の取扱いについては、令和元年10月の幼児教育・保育の無償化から開始されたもので、幼児教育・保育の無償化に関する市町村実務を検討する会議(全国市長会・全国町村会推薦の12自治体がメンバー)における検討を経て、現行の取扱いとなっている。

月の途中に特定子ども・子育て支援の利用の開始や終了又は利用する施設等の変更等の事由があった場合における施設等利用費の算出方法は、その月の開所日数を基礎とした日割りによって計算することとし、日割り計算によって算出された支給上限額と実利用料を比較し、いずれか低い方の金額を支給額としている。その際、支給上限額は10円未満の端数は切り捨てとし、実利用料は、実額(10円未満の端数の切り捨てなし)としている。

今回、10円未満の端数分の負担に係る提案については、ご提案の趣旨を踏まえ、幼児教育・保育の無償化に関する市町村実務を検討する会議において検討する予定である。

また、施設等利用費は、認可外保育施設や、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業(ファミリーサポートセンター事業)(以下、「施設等」という。)など、必ずしも継続的な在園関係を前提としない施設等も対象としているため、これらの施設等までも対象とした統一的な日数を設定することは困難であるが、例えば一定の施設類型に限って標準日数を設定することが可能かどうか等についても、この会議において併せて検討する予定である。

## 令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（令和3年12月21日閣議決定）記載内容

### 5【文部科学省】

(11)子ども・子育て支援法(平24法65)

(ii)子育てのための施設等利用給付(30条の2)を受ける保護者が、月の途中で他の市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)に転居した場合等における施設等利用費の日割り計算については、以下の措置を講ずる。

・特定子ども・子育て支援施設等(7条10項1号から3号までの施設に限る。)における日割り計算の基礎となる日数については、市町村及び事業者の事務負担を軽減するため、令和3年度中に府令を改正し、現在「施設又は事業所を開所する日数」であるところ、一律、「その月の平日の日数」とする。

・日割り計算において生じた10円未満の端数については、支給の対象とはしていなかったところ、事業者又は保護者(以下この事項において「事業者等」という。)の負担を軽減する観点から、10円未満の端数を切捨てせずに、市町村から事業者等に施設等利用費として支給することとし、その旨を地方公共団体に令和3年度中に通知する。

(関係府省:内閣府及び厚生労働省)

# 令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 最終的な調整結果

管理番号

84

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

05\_教育・文化

提案事項(事項名)

専門職大学の設置に係る認可基準の緩和

提案団体

関西広域連合

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的な内容

地方の実情に応じた既存ストックの活用などを可能とするため、専門職大学設置基準について立地自治体(都道府県又は市町村)との協定による緩和を求める。

具体的な支障事例

地方の各主体による高等教育機関の誘致や設置の取組がある一方で、専門職大学設置希望者からは、設置基準が一律に学問研究の色彩の強い「大学」と同様の内容となっており、ハードルが高いとの声もある。設置基準で必要な体育館や図書館などについて、「特別の事情かつ研究に支障がなければこの限りでない」ともされるなど、裁量により明確な基準が示されていないことから、誘致や設置に係るハードルも実質的に高くなっている。地方では、人口構造の変化により、不要となった社会教育施設等の有効活用が求められており、また、自治体においては、これらの施設を有効に活用したいと考えているにもかかわらず、専門職大学設置基準により、地域ストックの有効活用が行えないことから、設置基準の緩和が必要である。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

人口減少により社会教育施設等の維持も負担となることから、このような施設や人材を学校法人と共用する自治体との協定があれば、専用・専任として認めてることで、地域ストックの有効活用や地方での継続的な高等教育機会の確保につながる。また、地方への専門職大学の設置が促進されることにより、職業人材の定着が見込まれることから、地方からの人口流出の抑制につながる。

根拠法令等

専門職大学設置基準第8章(第4条、第8条、他)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

沖縄県

—

各府省からの第1次回答

専門職大学の設置について、現状において、「専門職大学及び専門職短期大学の制度化等に係る学校教育法

の一部を改正する法律等の公布について(通知)」(平成 29 年9月 21 日付事務次官通知)において、「体育館等の代替措置については、やむを得ず公共又は民間の運動施設を学生の利用に供する場合においても、当該専門職大学等に修学する学生の特性に応じて、学生が希望する球技等の様々な運動ができるよう配慮すること。」と示しているとおり、地方公共団体等大学以外の施設を活用することなど、自己所有に限定することのない柔軟な対応が可能となっている。

文部科学省では、今後とも、事務相談を行うなど、こうした柔軟・弾力的な取扱いについて、地方の具体的な状況に寄り添い、対応して参りたい。

#### 各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

図書館などの校舎等施設に関して自己所有の例外を認める場合については、平成 29 年9月 21 日付事務次官通知において、「特別の事情があり、かつ、教育研究に支障がないと認められるとき」と抽象的に記載されているのみであり、具体的な取扱いが示されていない。

関西広域連合の構成団体である府県・指定都市では、公共施設等総合管理計画において、利用ニーズが低下した既存施設について、民間事業者等の多様な主体と連携しつつ、他施設との複合化・多機能化による有効活用を掲げており、地方公共団体と大学との連携の可能性が高まりつつある。

このような点を踏まえ、専門職大学の校地、校舎等の施設及び設備等について、立地自治体(都道府県又は市町村)との協定により、地方の個別事情に応じて既存ストックを柔軟に有効活用できるよう設置基準を緩和し、その旨がわかるよう具体的な取扱いとして通知等で明確にしていただきたい。

#### 各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 地方六団体からの意見

##### 【全国知事会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

#### 各府省からの第 2 次回答

体育館その他のスポーツ施設については、平成 29 年9月 21 日付事務次官通知で示すとおり、地方公共団体や民間等の代替施設を活用でき、自己所有に限定することのない柔軟な対応が可能となっている(第一次回答と同旨)。

専門職大学の図書館について、自治体が設置している図書館を大学の図書館として活用することは何ら妨げられるものではないが、その際は、専門職大学設置基準第 48 条等の規定を満たす必要がある。また、私立学校の場合は、学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準第一の一の(四)の規定も満たす必要がある。

この上で、専門職大学設置基準第 45 条において「教育研究に支障がないと認められるとき」には、自治体が設置している図書館を専門職大学の校舎として活用することも認められるとしているものである。当該「支障がない」場合の明確化については、専門職大学設置基準と同一の規定が位置付けられている大学設置基準第 36 条に關し平成 19 年7月 31 日高等教育局長通知で「「教育研究に支障がないと認められるとき」とは、例えば、大学設置基準に定める基準校舎面積を超えて校舎を有し、その超えている部分を他の機関と共に用する場合などが想定されること。」と示しているところであるが、今般のご見解を踏まえ、文部科学省の HP で公開している専門職大学の設置を検討している者向けに留意事項等を記載した「専門職大学等の設置構想のポイント」において、専門職大学においても同様の取扱いで適用されることについて明記・公表したい。

#### 令和 3 年の地方からの提案等に関する対応方針(令和 3 年 12 月 21 日閣議決定)記載内容

##### 5【文部科学省】

###### (2)学校教育法(昭 22 法 26)

(i) 専門職大学の体育館その他のスポーツ施設(専門職大学設置基準(平 29 文部科学省令 33)44 条)については、学生の教育活動に支障がない場合には、地方公共団体等が所有する施設を専門職大学自らが所有する施設に代えて利用できることを一層明確化するため、「専門職大学等の設置構想のポイント」(令 3 文部科学省高等教育局専門教育課)を改正し、令和 3 年度中に周知する。

# 令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 最終的な調整結果

管理番号

92

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

05\_教育・文化

## 提案事項(事項名)

「教育支援体制整備事業費交付金(認定こども園設置促進事業)」で実施する一部の事業に係る事務手続きの見直し

## 提案団体

愛知県

## 制度の所管・関係府省

文部科学省

## 求める措置の具体的な内容

「教育支援体制整備事業費交付金(認定こども園設置促進事業)」で実施する事業のうち、都道府県負担のない「幼児教育の質の向上のための緊急環境整備」、「認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援」、「認定こども園等への円滑な移行のための準備支援」及び「園務改善のためのICT化支援」を国から事業者への直接補助とすること。

※都道府県における予算計上手続を不要とすることを求める提案であって、窓口機能は引き続き都道府県が担うことを想定しており、都道府県の関与なく事業を実施することを要望するものではない。

## 具体的な支障事例

教育支援体制整備事業費交付金(認定こども園設置促進事業)交付要綱第3条第1項において、交付対象は「認定こども園等における教育支援体制を整備する事業を都道府県が実施するために必要な経費」と定められており、都道府県を通じて事業者に補助する仕組みとなっている。

上記のことから、都道府県は事業者から交付金の活用希望を把握した上で必要と見込まれる額を当初予算に計上しているが、都道府県の負担を要しないものであるため、都道府県での予算計上の必要性が乏しい一方で、事務作業の負担が大きい。

また現行制度では、仮に各事業者からの申請額が予算額を上回った場合には年度途中で補正予算の計上が必要となり、さらに事務手續が嵩むだけでなく、事業者への承認の遅れにつながり、本事業を活用した施設等の環境整備等が滞るおそれがある。

## 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

都道府県における事務手續が軽減されるほか、都道府県の予算規模や予算編制のタイミングにかかわらず、事業者に対し必要な補助を行うことが可能となり、事業者としても本事業を活用した円滑な環境整備等が可能となる。

## 根拠法令等

教育支援体制整備事業費交付金(認定こども園設置促進事業)交付要綱第3条第1項

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

富山県、長野県、大阪府、高知県、長崎県、鹿児島県

一

## 各府省からの第1次回答

教育支援体制整備事業費交付金は、認定こども園の設置の促進を目的とし、都道府県が主体となって実施する事業に対しその経費の一部を補助することを前提としており、都道府県負担の有無に関わらず国から事業者への直接補助とすることは困難である。なお、昨年度については、新型コロナウイルス感染症への対応のため、緊急やむを得ないタイミングでの要綱改正となったところであるが、今後は要綱改正など、都道府県の予算措置に関わる情報について可能な限り早期かつ正確に示すなど、円滑な事業執行に向けて対応していきたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

今回の提案は、県が窓口機能を引き続き行うことを前提に、予算の一部を直接補助化することを求めるものである。

「教育支援体制整備事業費交付金(認定こども園設置促進事業)」で実施する事業のうち、都道府県の負担のない「幼児教育の質の向上のための緊急環境整備」等、4つの事業については、国から都道府県に交付される予算を、都道府県を通じ事業者へ補助するスキームとなっているが、都道府県が一旦予算計上をする理由が乏しいため、都道府県を通さず国から事業者への直接補助とすることを検討いただきたい。一方、都道府県が経費の一部を補助する事業については、制度の変更を求めるものではない。

「教育支援体制整備事業費交付金(認定こども園設置促進事業)」として一括りであるものの、内訳の事業はそれぞれ独立しているため、直接補助と都道府県を通じた補助が混在することに問題はないと考える。

さらに、管内の認定こども園及び幼稚園に対する窓口機能は引き続き都道府県が行うことを鑑みると、事務負担の面で、国から事業者への直接補助化が実現困難であるとは思われない。

なお、要綱改正等の早期提示は、ぜひ取り組んでいただきたいが、その場合であっても、現行のスキームのままでは都道府県における所要額の予算措置が必要であることに変わりはなく、議会日程等の関係から円滑な事業執行への抜本的な解決とはならないと考える。

文部科学省が所管する私立学校施設整備費補助金(私立幼稚園施設整備費)では既に、都道府県は窓口として残しつつ、学校法人に対して国から直接補助するスキームが整っているが、教育支援体制整備事業費交付金においても同様の手法が取れないか。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

一

## 地方六団体からの意見

【全国知事会】

手挙げ方式による検討を求める。

## 各府省からの第2次回答

教育支援体制整備事業費交付金は、「認定こども園の設置促進のため、都道府県が行う認定こども園等における教育支援体制の整備事業に係る経費の一部を交付」するものであり、都道府県が主体となり、地域の実情に応じた認定こども園の需要を踏まえ、実施するものである。

保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする認定こども園の設置促進については、都道府県の子ども子育て支援事業支援計画及び市町村の子ども子育て支援事業計画を踏まえ、都道府県に広域的な支援のための機能を果たしていただく必要があり、これらの趣旨を踏まえると、本交付金については、国から事業者への直接補助とすることは困難である。

(「学校法人」が行う工事に必要な経費の一部を補助している私立学校施設整備費補助金(私立幼稚園施設整備費)とは、趣旨が異なるもの。)

なお、昨年度については、新型コロナウイルス感染症への対応のため、緊急やむを得ないタイミングでの要綱改正となったところであるが、今後は要綱改正など、都道府県の予算措置に関わる情報について可能な限り早期かつ正確に示すなど、円滑な事業執行に向けて対応していきたい。

令和3年地方からの提案等に関する対応方針（令和3年12月21日閣議決定）記載内容

一

# 令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 最終的な調整結果

管理番号

114

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03\_医療・福祉

提案事項(事項名)

保育所等における居室面積基準の緩和特例措置に係る期限の廃止

提案団体

大阪市

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的な内容

保育所及び幼保連携型認定こども園における乳児室やほふく室、保育室、遊戯室の居室面積に係る基準について、市町村が柔軟に対機児童対策に取り組めるよう、待機児童数等の一定要件の下で認められている「面積基準を標準に緩和する特例」(以下、「面積基準緩和特例措置」という。)に係る期限の廃止を求める。なお、廃止が難しい場合は、期限の延長を求める。

具体的な支障事例

第一次及び第八次地方分権一括法等により設けられた保育所や幼保連携型認定こども園における乳児室やほふく室、保育室、遊戯室の面積基準緩和特例措置は、令和5年3月31日で期限を迎える。当市では、当該特例を活用し暫定的に児童を受け入れながら(※)、あわせて待機児童解消のための施設整備等を進めてきており、平成30年度～令和2年度において、新たに6,339人の入所枠を整備したものの、令和3年4月1日現在においても、なお保育所等に入所できなかった利用保留児童数は2,361人(うち待機児童は14人)存在している。待機児童対策を短期間で実施することは困難であることを考慮せず、仮に、当該特例措置が期限を迎え廃止されるということであれば、当該特例の期限までに順次認可定員を減少させていく必要があり、その結果、当該特例を適用して入所している児童が退所を余儀なくされるとともに、待機児童が急増することとなる。また、当該特例の廃止に備え、認可定員の減少や施設整備等の予算措置等を行うこととなれば、前もって準備を進めていく必要があることから、令和5年3月31日の期限を考えると、期限の延長については令和3年度中に議論いただく必要があると考えている。

(※) 当市の本来の基準では、保育所等の居室面積基準は0歳児1人あたり5m<sup>2</sup>、1歳児1人あたり3.3m<sup>2</sup>、2歳児以上児1人あたり1.98m<sup>2</sup>としており、特に0歳児は国基準より手厚い基準としているが、待機児童数も含めた利用保留児童数が多数存在することから、1人でも多くの児童が入所できるよう、やむを得ず当該特例措置を適用し、全ての年齢において一人あたり1.65m<sup>2</sup>という基準を設定しているものである。なお、特例の適用にあたっては、児童が安全・安心に過ごせる環境であることを確認したうえで実施している。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

対策を講じた上でもなお待機児童が発生している現状に鑑み、当該特例措置の期限を廃止(または延長)することにより、少なくとも現時点で当該特例措置により入所が可能となっている児童を退所させる必要がなくなるとともに、今後も高い保育ニーズに応えながら柔軟に対機児童対策に取り組むことが可能となる。

根拠法令等

【保育所】

児童福祉法第45条第2項

### 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第4条  
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備及び経過措置に関する政令第4条

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の基準を定める省令

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の厚生労働大臣が指定する地域(厚生労働省告示)

#### 【幼保連携型認定こども園】

就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律第13条第2項、附則第2項

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準第7条第6項

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令附則第2項

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則附則第3条

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律附則第二項の主務大臣が指定する地域(内閣府・文部科学省・厚生労働省告示)

### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、長野県、大阪府

一

### 各府省からの第1次回答

御指摘の特例措置については、待機児童解消に資する一時的な措置であり、その期限を廃止して恒久的な措置とするといったことは困難であるが、前々年の待機児童数等に基づいて適用対象となる地域を定めているものであることから、現在令和5年3月までとしている期限の延長については、まずは本年秋頃に公表する予定の、令和3年4月時点の待機児童数等を踏まえ検討してまいりたい。

### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

当市では、待機児童対策を最重要施策と位置づけ取り組んでいるが、利用保留児童数が毎年2,000人を超える厳しい状況にあり、保育ニーズは今後も高い水準で推移すると考えている。

そういった中で、特例措置が廃止された場合には、特例措置により入所している児童分(本年4月時点で760人超)の入所枠を見直す必要があり、待機児童数が急増するとともに、途中退所を余儀なくされる児童が多く発生する。また、特例措置適用要件の待機児童数が760人を超える状況で、特例措置に期限が設けられていると、期限までに国の面積基準による入所枠に戻すために新規入所を直ちに抑制する必要があることから、新たな待機児童の発生を招き、解消の取組と逆行し、問題の先送りにしかならない。

待機児童解消のためには、新たな保育所整備が有効であるが、都心部では確保できる用地等が少なく、整備が難しい場合があることからも、保育の安全を確保することを前提に、地域ごとのニーズの実情に沿った柔軟な対応を可能とする本特例措置の活用が不可欠である。よって、自治体が待機児童解消に取り組む中で、国の示す待機児童数等の要件を満たす限りにおいて、特例措置が継続できるようにすべきであり、期限を廃止したとしても、その要件がある以上、恒久的な措置とはならないと考える。

以上より、貴府省のご回答には期限の廃止を困難とする理由が示されていないことから、改めて期限の廃止を前提として検討をお願いする。また、当市における適用要件である待機児童数が100人を超えていたことは明白であるため、待機児童数の公表を待たず、早急な検討をお願いする。

### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

#### 【大阪府】

特例措置が期限を迎える場合、市の認可定員の減少・整備計画の変更だけでなく、現在入所している児童が退所を余儀なくされるなど影響が大きく、待機児童も増加するため、期限の延長について早急に必要な措置を講じていただきたい。

## 地方六団体からの意見

### 【全国知事会】

保育所等における居室面積基準の緩和特例措置に係る期限については、期限の廃止(恒久化)または延長を行うこと。

なお、「従るべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、参酌すべき基準等へ移行すべきである。

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○今後も地方公共団体が期限を意識することなく、待機児童の解消に継続的・効果的に取り組めるよう、本特例措置を時限措置とした理由や必要性を改めて検証した上で期限を廃止すべきではないか。

○提案団体において、他の地方公共団体と比べて保育の質に対するリスクが高まっていたかを検討すべきではないか。

○待機児童数等の要件が課されていれば、特例の期限を廃止しても恒久的な措置とはならず、一時的な措置にしかならないと考えられることから、期限を廃止できるのではないか。

○特例の期限の延長期間を子育てプラン等に合わせた場合、3～5年間という区切りでは、期限の到来に向けて入所児童の調整の必要が生じ、取組の期間として短く、効果的な取組を実施することは困難である。また、自らの事情で政策サイクルに期限を合わせなければならないというのでは、そもそも政策の趣旨に合わないと考えられることから、延長の期間については、施策の実施に当たって実質的に必要な年数としていただきたい。また、早期に結論を出し、本特例の活用団体の不安を軽減していただきたい。

## 各府省からの第2次回答

令和3年4月1日時点の待機児童数調査の結果を踏まえ、特例の期限を延長することとする。その延長幅については、新子育て安心プランの終期を踏まえ、令和6年度末までとする。

## 令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（令和3年12月21日閣議決定）記載内容

### 5【文部科学省】

(3)児童福祉法(昭22法164)及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77)

保育所の居室の床面積に係る基準(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭23厚生省令63)32条2号、3号及び6号)及び幼保連携型認定こども園の居室の床面積に係る基準(幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平26内閣府・文部科学省・厚生労働省令1)7条6項)を、「従るべき基準」から「標準」とする特例の適用期間については、令和4年度中に政令を改正し、令和7年3月31日まで延長する。

(関係府省：内閣府及び厚生労働省)

# 令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 最終的な調整結果

管理番号

121

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

05\_教育・文化

提案事項(事項名)

広域通信制高等学校の学則変更手続きの簡素化

提案団体

長野県

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的な内容

知事の認可事項となっている広域通信制高等学校の学則変更を、全日制・狭域通信制と同様に、届出事項とすること

具体的な支障事例

学校教育法第4条及び同法施行令第23条において、私立の広域通信制高校では、すべての学則変更が知事の認可事項である。

他方、全日制高校と狭域通信制高校では、収容定員に係る学則変更だけが認可事項で、その他は届出事項である。

例えば、コース名、授業料、表彰規程、面接指導施設(通信制のみ)等に関する学則変更は、全日制と狭域通信制では届出で足りるが、広域通信制では認可が必要である。

このため、広域通信制では、全日制・狭域通信制に比べ、申請・審査に係る事務負担が重く、私立学校審議会への諮問(当県では年1回開催)に係る時間をしている。

広域通信制高校にのみ、より強度の規制を課す必要性は希薄なことから、学則変更の認可事項を、収容定員に類するもの(例:教育区域の変更や協力校・面接指導施設の設置、廃止)に限定し、それ以外のものは届出事項としていただきたい。

なお、令和4年度施行の新学習指導要領の教育課程に対応するため、現行の制度では、令和3年度中に、すべての広域通信制高校で教育課程に係る学則変更(例:「公共」や「世界史探究」などの新科目、各科目の履修単位数)の認可が必要となる。

また、広域通信制高校の校長から、「法令で県に対し変更認可申請が必要であることは承知している。しかし、全日制や狭域通信制は「届出」で済むものが、広域通信制は申請が必要で、審議会に諮問するため早期に提出する必要があることから、準備の時間に余裕がない。軽微な案件は届出でよいことにしていただけるとありがたい。」との意見が出ている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

私立の広域通信制高校の学則変更を知事への届出事項とすることにより、学校設置者は、認可申請に係る事務負担が軽減するとともに、学則変更の即時性向上が期待される。

また、都道府県は、認可申請に係る審査及び私立学校審議会開催に係る事務負担の軽減が期待される。

根拠法令等

学校教育法施行令第23条第1項第11号

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

山梨県、島根県、長崎県、沖縄県

○当県においても、私立の広域通信制高等学校の学則変更は全日制に比べ、申請・審査に係る事務負担が重く、私立学校審議会への諮問に係る時間を使っている。令和3年度中には、新学習指導要領の教育課程に対応するため、学則変更の認可が必要であり、申請手続きに係る対象学校法人の事務負担が生じている。以上のことから、広域通信制高等学校の学則変更の認可事務の一部について、届出事項への見直しが必要と考える。

○当県においても、令和4年度施行の新学習指導要領の教育課程に対応するため、私立の広域通信制高校の学則変更を令和3年8月の私学審議会に諮問予定である。この手続きを届出事項とすれば、学校設置者及び都道府県の事務負担の軽減が期待できる。

## 各府省からの第1次回答

広域通信制高校においては、教育課程の編成・実施、指導体制等に関する課題やサテライト施設での施設・設備、連携協力体制、学校運営改善等に関する課題があり、未だに不適切な学校運営や教育活動を行っている学校も少なからず見られることが、中央教育審議会等において指摘をされているところであり、広域通信制高校の質の確保・向上を図るために現時点においては、所轄庁による事前の認可が不可欠であると考えている。

そのため、広域通信制高校の学則変更を知事への届出事項とすることは、教育の質の確保・向上の観点では適切ではないと考える。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

広域通信制高校の教育の質を確保・向上するためには、所轄庁による実地調査において、面接指導施設ごとの時間割表、教員の勤務実態、施設・設備の現況を確認し、指導を行う必要があるなど、学則にどう規定されているかのみをもって行うものではないのが実態である。

また、学則の記載事項については、全日制、狭域通信制高校と同じく、事前の届出であっても、所轄庁が関与することは可能である（例えば、全日制等の届出事項である教育課程の変更について不備があれば、是正を指導している）。

仮に認可が必要としても、コース名、授業料、教育課程（選択科目の設定、学習指導要領に係る名称変更への対応等）など、学校の自主性に委ねるべきものや軽微な変更については認可事項から除外し、収容定員や全日制等における収容定員と同等のもの（通信教育区域、通信教育連携施設）など高校の質の担保に直結するような内容の変更の場合に限るべきと考える。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 地方六団体からの意見

【全国知事会】

広域通信制高校の教育の質の確保・向上を担保した上で、学則変更手続きの簡素化を求める。

## 各府省からの第2次回答

広域通信制高校においては、教育課程の編成・実施、指導体制等に関する課題やサテライト施設での施設・設備、連携協力体制、学校運営改善等に関する課題があり、文部科学省と所轄庁が共同で実施する「点検調査」においても、法令違反や不適切な学校運営や教育活動等が行われている実態が少なからずの学校で発覚しており、所轄庁による広域通信制高校に対する指導監督の在り方についても課題があるものと認識している。そのため、現時点において、ご提案事項をただちに実現することは、広域通信制高校の教育の質の担保・法令遵守の観点から、適当ではないと考える。

なお、文部科学省においては、広域通信制高校をめぐる様々な課題を受け、今後、通信制高校の設置認可の在り方等について、有識者の意見を踏まえながら検討を行うことを考えており、ご提案いただいた事項も踏まえつつ、検討を行ってまいりたい。

## 令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（令和3年12月21日閣議決定）記載内容

### 5【文部科学省】

#### (2)学校教育法(昭22法26)

(ii)広域通信制高等学校の学則変更に係る都道府県知事等の認可(施行令23条1項11号)については、高等学校通信教育の質の保証・向上を前提とした上で、都道府県及び高等学校の事務負担軽減の観点も踏まえ、届出とすることを検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 最終的な調整結果

管理番号

137

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

05\_教育・文化

提案事項(事項名)

文化芸術による子供育成総合事業に係る申請・報告事務の効率化等

提案団体

岡山県、日本創生のための将来世代応援知事同盟、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的な内容

「文化芸術による子供育成総合事業実施要綱」において、事業の決定にあたって、都道府県等からの推薦を受けて決定するという方法を取りやめ、学校からの申請により決定することとすることを求めるとともに、以下のとおり、当該事業の申請・報告事務の効率化等を求める。

①学校の申請内容の簡略化、②事務局と被派遣者間での経費の申請・支払事務の完結、③申請・報告のワンストップ化、④同事業内においての事務手続きの統一化

具体的な支障事例

①学校現場において、主に教職員が申請書類を作成しているが、講師との調整、多数の書類作成を要することによる負担感から、初めて申請する学校は申請を躊躇てしまい、同じ地域、同じ学校での実施が続いている傾向がある。実際に、学校から「事業自体は大変有難いが、事務手続の簡素化を望む」という意見が多数寄せられているところである。「芸術家の派遣事業(学校公募型)」における様式5・6は、採択に関係がないと考える。

②「芸術家の派遣事業(学校公募型)」のその他経費計画書作成に関して、一人の講師が連続実施する場合、実施校では前後のスケジュールを把握することが難しく、経費の計上漏れが懸念される。

③学校は申請の疑問点を県に問い合わせることになっているが、県で判断できないケースが多く、県が事務局に照会し回答しており、学校の申請準備に時間的な支障が生じている。

また、学校の申請書等に関する修正指示が、事務局から県を通じて毎年度多数ある。その確認のためには、県→市町村→学校→(講師→学校→)市町村→県の流れとなるが、その流れを想定した回答期限が設定されていない。修正指示の内容も曖昧な表現である場合が多く、その都度、電話等で事務局に確認の必要が生じている。さらに、同じ学校に対して、複数回に分けて修正指示があるなど、県、市町村、学校の各所で対応に苦慮している。

また、申請時、申請書を県においてとりまとめ、さらに推薦順位付けを行っているが、実施校は推薦順位どおりの採択になる訳ではなく、順位付けの必要性が不明確である。

④「芸術家の派遣事業(学校公募型)」及び「巡回公演事業」において、報告書の提出や中止の報告について、手続きが異なっており混乱が生じている。また、中止の判断には県が関与していないにも関わらず、前者の書類には県の鑑文が必要である。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

学校の事務負担軽減(教職員の働き方改革に寄与)が見込まれ、負担感により申請を躊躇している学校からも申請が期待できる。その結果として、児童生徒が質の高い文化芸術を鑑賞・体験する機会の均等を図ることができる。

また、申請のワンストップ化により、時間的な支障が解消され、学校における十分な作業・検討時間を確保できる。また、複数人が仲介することによる書類の紛失や、解釈の相違を回避できることにより、学校や地方公共団

体の事務負担軽減が見込まれ、ひいては、教職員の働き方改革に繋がる。

## 根拠法令等

文化芸術による子供育成総合事業実施要綱

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

岩手県、秋田県、福島市、いわき市、栃木県、山梨県、静岡県、滋賀県、京都市、兵庫県、島根県、高松市、高知県、長崎県、長崎市、延岡市

○実施(希望)校とのやりとりにあたり、都道府県教育委員会、市町村教育委員会を経由するため、送付文の作成や様式加工等、関係各所それぞれに同様の負担が強いられ、手続に時間を要するほか、連絡の漏れや書類等の紛失といった事務的なミスの発生の恐れがある。申請等のワンストップ化により、これらの作業負担が軽減され、地方公共団体や教職員の負担軽減のみならず、事務的なミスの発生可能性の減少、申請の作業・検討時間の確保につながる。

○提案団体と同様、当県においても主に次の点に支障があるもの。

実施希望校において、多数の書類を作成する必要があり、多数の書類を作成しても不採択となる可能性もあることから、新規の学校は踏み込みづらい。

実施希望校は質問を県に問い合わせることとなっており、県から事務局に問い合わせ、県から学校に回答している。また、申請も県を介することとされており、申請においても、問い合わせについても時間のロスが生じる流れになっている。

○正式決定前の審査結果通知を受けて、「条件付採択」となった学校へ県から確認や修正依頼を行っているが、使用する機材や楽器に関するなど、講師でなければ回答できない項目もあり、県→市町村→学校→講師の確認の流れが煩雑である。

○県教育委員会など申請等に多くの部署が介在することにより、手続きに時間を要し非効率となっている。申請等の手続きが、回答期限の設定が短いなど対応に苦慮していることから、事務の簡素化は必要である。

○②③芸術家の派遣事業(学校公募型)においては、講師の交通費等の必要経費について、学校を通して申請・報告をすることになっているが、その修正や確認は、県を通して指示が行われるため、確認作業に時間がかかっている。文化庁事務局と講師間で直接確認する方が、間違いも少なく、県・市町村・学校の業務量縮減にもつながる。

また、各事業の申請において、県が推薦順位をついているが、決定された学校をみると推薦順位どおりではないこともあり、順位付けの必要性が不明確である。

## 各府省からの第1次回答

### ①学校の申請内容の簡略化について

御指摘のとおり、「芸術家の派遣事業(学校公募型)」における様式5、6については、国の事業以外の文化芸術鑑賞体験の実施状況の確認と実施団体の調査を目的としており、採択には直接関係のないことから、令和4年度の募集から削除する。

### ②事務局と非派遣者間での経費の申請・支払事務の完結について

実施校の前後のスケジュール確認と経費精査については、精算時に事務局が行うため、実施校は、非派遣者が自宅と実施校を往復する場合の経費を計上して申請いただきたい。

### ③申請・報告のワンストップ化について

都道府県等のなかには、学校と事務局が直接連絡をとることを認めていないところもあるため、直接連絡することを希望される場合は、文化庁へ個別にご相談されたい。

学校の個別の質問は、直接事務局で受け付けることとし、その内容を都道府県等と共有することとした。

推薦順位付けについて、「文化芸術による子供育成総合事業」実施要綱、6 事業の決定(1)巡回公演事業イ「文化庁長官は、都道府県等からの推薦を受け、実施校を決定する。」及び(2)芸術家派遣事業ア「文化庁長官は、都道府県等からの推薦を受け、被派遣者及び実施校を決定する。」に基づき御依頼している。採択にあたっては、全体の分野の偏り等についても考慮して決定しているため、一部推薦順位どおりの採択とならない場合がある。

なお、採択にあたっては、都道府県等が独自で行っている文化芸術活動との調整や山村地域等への配慮も行っているため、引き続き推薦順位付けについては協力をお願いしたいと考えている。

④同事業内においての事務手続きの統一化について  
中止の報告書の様式について、令和4年度の募集から「芸術家の派遣事業(学校公募型)」の事業中止報告書の事業区分に「巡回公演事業」を追加した様式で統一する。  
事業報告書について、それぞれの事業で実施回数や公演内容等が異なるため、様式や手続きを統一することは困難だが、様式の同一項目部分を揃える等の検討をする。  
なお、前年度より申請書類の公印省略等、提出書類の簡略化を図っており、文化庁では県の鑑文の提出を必須としている。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

### ①学校の申請内容の簡略化について

芸術家の派遣事業(学校公募型。以下同じ。)募集における様式4の②欄には、採択に直接関係のない項目が含まれており、それに関連する全ての申請書類について学校の事務負担軽減となるよう内容等の見直しをしていただきたい。

### ②事務局と被派遣者間での経費の申請・支払事務の完結について

回答では、学校に経費関係の事務が残り、事務局と被派遣者間での経費の申請・支払事務の完結にならない。実施希望校が学校と被派遣者の自宅間の交通経路のみを把握し申請することとし、経費の積算は事務局で行うことも可能であり、学校の申請時の事務負担を最大限軽減していただきたい。なお、令和4年度芸術家の派遣事業において、複数校による連続行程での実施に係る旅費のまとめての計上が可能となったが、他校分の経費積算を行う代表校の負担は増すと考える。

### ③申請・報告のワンストップ化

都道府県等を通じた申請書類の修正指示について回答がない。

採択に当たり、推薦順位に関わらず全体の分野の偏り等を考慮するのであれば、推薦順位は不要である。実施要項を改正の上、学校と事務局間で申請・報告のワンストップ化を図っていただきたい。推薦順位付けを希望する都道府県がある場合は個別の対応をしていただきたい。学校と事務局の直接連絡について、個別相談のあり方や個別相談すれば直接連絡可になるか曖昧であり、具体的な支障事例③の状況から、原則、直接連絡していただきたい。個別相談により直接連絡可とする場合は、公平な周知の観点から、個別相談の具体的な流れを募集要項に明記していただきたい。

### ④同事業内においての事務手続きの統一化について

事業報告書の提出手続きの統一も検討いただきたい。令和3年度芸術家の派遣事業実施の手引き(P6、36)に鑑文添付の指示があり、実施の手引きを実態に沿うように改訂していただきたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 地方六団体からの意見

### 【全国知事会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

## 各府省からの第2次回答

### ①学校の申請内容の簡略化について

様式4のうち、直接審査に関係のない項目については、令和5年度の募集から削除する予定であり、削除する項目については、巡回公演事業の審査員から意見を踏まえ判断したい。また、様式2、3のうち、様式4で削除することで記載する必要がなくなる欄についても削除する。

②については、前後のスケジュールの把握が難しいという支障事例に対して回答したもの。経費のうち旅費について、実施希望校は学校と被派遣者の自宅間の交通経路のみ計上し申請することとし、募集要項に明記する。また、複数校による連続行程でのとりまとめ校の負担軽減について、「様式4-B ④旅費」の部分で、Webでの検索結果を添付する、徒歩については省略などして入力する手間を省き、とりまとめ方法の簡略化を検討する。また、募集要項で記載方法が明確になっていないと指摘された部分について、明確に記載する。なお、全てを事務局で行うと事務経費増による採択学校の減少、及び締切の前倒しをせざるを得なくなることから、極力実施校の負担が減るように検討しているが、一定程度の負担はお願いしたい。

### ③申請・報告のワンストップ化

都道府県等の中には、所管の学校の申請状況を把握したいと考えているところもあり、申請取りまとめ後、様式

1を提出いただく際に、推薦順位付けの有無、修正指示・確認について、事務局から学校へ直接連絡することへの可否を確認する欄を設ける等の改定を令和5年度の募集から行いたいと考えている。また、都道府県等への申請前に、学校で生じた疑義への問い合わせ先として、事務局の連絡先を明記することとする。なお、各地域の独自での取り組み状況は文化庁では把握できないため、任意での順位付けの協力は引き続きお願いしたい。また、一部推薦順位のとおりとならないのは、主に予算の範囲での検討によるものため御理解いただきたい。

④同事業内においての事務手続きの統一化について  
令和4年度の実施の手引きから改訂する。

#### 令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（令和3年12月21日閣議決定）記載内容

##### 5【文部科学省】

###### (13) 文化芸術による子供育成総合事業

文化芸術による子供育成総合事業に係る事務については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、提出書類の簡素化等を行い、地方公共団体に令和4年中に通知する。

# 令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 最終的な調整結果

管理番号

139

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03\_医療・福祉

提案事項(事項名)

管理栄養士養成施設における公衆栄養学臨地実習の弾力的運用

提案団体

大阪府、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、大阪市、堺市、神戸市、佐世保市、関西広域連合

制度の所管・関係府省

文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的な内容

管理栄養士養成施設における公衆栄養学臨地実習の実習施設は、通知※1により「保健所、保健センター又はこれに準ずる施設」(以下「保健所等」という)と規定されており、原則として、養成施設内での実施は認められていない。あわせて、実習に当たっては原則として少数グループにより行うこととされているところである。臨地実習の教育目標※2は「実践活動の場での課題発見、解決を通して、栄養評価・判定に基づく適切なマネジメントを行うために必要とされる専門的知識及び技術の統合を図る。」とされている。実習内容のうち、保健所等以外で実施しても教育目標の達成に支障がないと考えられるもの(保健所職員による保健所業務や地域課題に関する説明、それを受けた学生が行う施策の立案等に係る演習等)について、実習施設を保健所等に限定することなく、学内実習やICTを活用した遠隔実習等での実施を可能とすることを求める。

具体的な支障事例

公衆栄養学臨地実習については、実習施設が保健所等に限定されているため、遠方から参加しなければならない学生に負担が生じている。また、少数グループによる実施となっていることから、各保健所での受入期間が長期化し、保健所職員の大きな負担となっている。保健所等での受入が困難になると、学生は公衆栄養学臨地実習の単位を履修できず、管理栄養士国家試験の受験資格が得らない可能性があり、不利益が生じることになる。

今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、通知※3により、「実習施設等の代替が困難である場合、実状を踏まえ実習に代えて演習又は学内実習等を実施することにより、必要な知識及び技能を修得することとして差し支えない」とされた。このため、本府においては、学内での実習や保健所職員による講義等による対応を行い、支障なく完了したところである。なお、管理栄養士養成施設からも、同措置の継続実施の意向が示されている。

実施主体は管理栄養士養成施設であるが、管理栄養士の確保を進める観点から、今回の通知による弾力的な運用を危機管理事象の特例とせず、継続することを求める。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

教育目標の達成に向けて、保健所等、学生、管理栄養士養成施設にとって、効果的効率的な実習が可能となる。

根拠法令等

※1: 管理栄養士養成施設における臨地実習及び栄養士養成施設における校外実習について(平成14年4月1日 14文科高第27号、健発第0401009号 文部科学省高等教育局長、厚生労働省健康局長通知)

※2: 管理栄養士学校指定規則の一部を改正する省令の施行について(平成13年9月25日 13文科高第405号)

号健発第938号文部科学省高等教育局長、厚生労働省健康局長通知)

※3:新型コロナウイルス感染症の発生に伴う医療関係職種等の各学校、養成所及び養成施設等の対応について(令和2年6月1日文部科学省、厚生労働省事務連絡)

### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

郡山市、茨城県、千葉市、石川県、長野県、宇和島市、福岡県、熊本市、沖縄県

○各保健所の管理栄養士の配置人数が1～2名であり、実習計画や課題の作成、評価なども含めて保健所職員の負担となっている。特に、実践活動の場が少ないため、事業等の実施時期を学生実習の日程と被るように調整する必要があるほか、学生の同行にあたっては、相手方の了解や移動手段等の調整が、少人数であっても大きな負担となっている。一方、学生にとっても、住居近隣の保健所での実習になるとは限らず、遠方から参加する学生の負担になっている。保健所及び学生双方の負担を減らすため、実習内容のうち、保健所等以外において実施して差し支えないものは、養成校において実施可能とする必要があると考える。

#### ○【制度改正の必要性】

保健所における臨地実習では、実習生が体験・見学可能な事業が少ないため、講義の時間が多くの現状がある。ICTの活用及び実習場所を保健所へ限定しないことにより、1度に多人数に対する講義が実施可能となるため、遠方から参加する学生及び対応する保健所職員双方の負担軽減となる。

○県内の管理栄養士養成校（以下「養成施設」という）は1校のみである。当校は平成31年度4月の新規指定施設であり、現在開設3年目であるため、現時点では県内保健所で実施される公衆栄養学臨地実習のほとんどは県外の養成施設に通学している県内出身者の学生がほとんどである。（公衆栄養学実習は大学3～4年次においての実習が多い）

公衆栄養学実習自体、受け入れ先が他の実習よりも少ないため、養成施設付近ではなく、出身地で臨地実習を行う学生が多いことに加えて、県内の養成施設の公衆栄養学実習実施も今後は見込まれてくるため、保健所等での受け入れについては困難になることが予想される。（保健所での受け入れ期間が長期化することは保健所職員の負担につながる）

県外の養成施設に通学している学生の距離的な負担および新型コロナウイルス対応を実施している保健所等の実習の中止も過去にあり、学生・保健所等の負担軽減を図る必要があることから、弾力的な運用を特例とせず、継続することを求める。

○当市においても、第4波の影響による保健所への応援業務などで十分な人員が確保できず、今年度における公衆栄養学臨地実習の受講方法について検討しているところ。

ご提案のとおり実習の一部だけでもICTを活用した遠隔実習等が可能になれば、自治体職員・学生の両方の負担減につながると考える。

### 各府省からの第1次回答

御指摘の「保健所等以外で実施しても教育目標の達成に支障がないと考えられるもの（保健所職員による保健所業務や地域課題に関する説明、それを受け学生が行う施策の立案等に係る演習等）」については、実習施設で必要な時間の臨地実習を行った上で、その教育効果が上がるよう、事前及び事後評価を総合演習等として実施する場合には、学内で行うことが可能です。

ただし、臨地実習そのものは、管理栄養士として業務を行うことが期待される実践活動の場での課題発見・解決を通して、栄養評価・判定に基づく適切なマネジメントを行うために必要とされる専門的知識及び技術の統合を図り、管理栄養士として具備すべき知識及び技能を習得させることを目的とするものであることから、管理栄養士が専従する保健所等の施設で実施されることが必要であると考えております。

この点は、御指摘の新型コロナウイルス感染症の発生に伴う臨地実習の取扱いを示した事務連絡でも考え方を変更しているものではなく、当該事務連絡においては、新型コロナウイルス感染症の影響により実習施設の受け入れの中止等を想定し、その場合には施設の変更により実習施設の確保に努め、それが困難なときは年度をまたいで実習を検討し、これらの方法によってもなお代替が困難である場合に、「実状を踏まえ実習に代えて演習又は学内実習等を実施することにより、必要な知識及び技能を修得することとして差し支えない」としているところです。

したがって、「危機管理事象の特例とせず、継続すること」を御提案いただいているところ、平時には、他のいかなる方法でも代替することが困難な事態が生じるということは想定しがたいことから、臨地実習についての取扱いを変更する予定はございません。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

臨地実習の実習期間を通じて、管理栄養士が専従する保健所等の施設で実施されることが必要であるとの趣旨のご回答であるが、実習のうち、座学にて行うものについては、養成施設等と綿密に調整を行ったうえで実施することで、保健所等以外を会場としても、教育目標の達成に支障は生じないと考える。

現に、令和2年度は令和2年6月1日付け文部科学省・厚生労働省事務連絡に基づき、養成施設において、保健所職員が複数グループを対象に保健所等の役割や地域課題等に関する説明、地域課題解決に向けた施策の立案等に係る演習等を行ったところであり、問題なく終了している。養成施設の教員からは、グループ間での意見交換等により、学生の学びを深め、実りのある実習となつたとの評価を頂いた。

これにより、遠方の保健所等で実習を受けざるを得なかった学生の負担が軽減し、保健所等においては、実習に係る期間を短縮することができるところから、保健所等職員の負担軽減につながっている。

なお、令和2年度に特例で弾力化運用のもと実習を行った学生は、既に管理栄養士資格を取得し、資格を生かした仕事に就いている。

新型コロナウイルス感染症感染収束後も、感染症予防対策は継続して必要となり、実習を行うにあたっては、受講人数の分散や、会場規模に応じた人数の絞り込みなど、感染リスクへの配慮が必要となることから、保健所等においては、実習に係る期間がさらに長期化することが想定され、養成施設等の授業運営や保健所等の通常業務等への大きな負担が生じ、ひいては、管理栄養士の計画的な養成にも支障が生じる可能性がある。

保健所等においては、同種の突発する危機事象に備える必要があると考えており、その際でも実習が持続可能となる手法を、この機会に検討しておく必要がある。骨太の方針2021では、「すべての国民にデジタル化の恩恵が行き渡る社会を構築する」と官民挙げたデジタル化の加速が掲げられたところであり、新型コロナウイルス感染症という危機事象をきっかけに、新たな生活様式の中で、ICTを活用した実習の質の向上を目指すことは有効と考える。あわせて、養成施設等では十分なスペースが確保できる大規模な講義室等を複数備えており、感染対策を行ったうえで、実習を実施することが可能であることから、実習における養成施設等の活用も有効と考える。

そこで、保健所等において実施する事業の見学や参加等、臨地でしか実施できないものは引き続き保健所等で実施することとし、保健所等の役割や地域課題等に関する説明、地域課題解決に向けた施策の立案等に係る演習等の座学で行うものについては、保健所等職員による学内実施やICTを活用した対応等、会場や対象人数、実施手法等、自治体による柔軟な対応を可能としていただきたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

一

## 地方六団体からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

## 各府省からの第2次回答

御指摘の「座学で行うもの」については、前回回答したとおり、従来から総合演習等において実施可能と位置づけています。

公衆栄養学臨地実習そのものについてはその教育目標に鑑み、本来、保健所等において行われるべきものであるため、臨地実習についての取扱いを変更する予定はございません。

## 令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（令和3年12月21日閣議決定）記載内容

5【文部科学省】

(6)栄養士法(昭22法245)

臨地実習(施行規則別表4)については、教育効果に配慮した上で、個々の実習の内容に応じて柔軟な人数規模により実施することが可能であることを明確化し、都道府県に令和3年度中に通知する。

(関係府省:厚生労働省)

# 令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 最終的な調整結果

管理番号

158

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03\_医療・福祉

提案事項(事項名)

市町村子ども・子育て支援事業計画において定める「量の見込み」の算出方法の見直し

提案団体

兵庫県、姫路市、西宮市、三木市、三田市、宍粟市、たつの市、神河町、滋賀県、京都府、鳥取県、徳島県、堺市

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

市町村子ども・子育て支援事業計画において定めることとされている「量の見込み」の算出にあたって、現在手引き等において示されている利用希望把握調査(アンケート調査)に基づく算出方法は、分析に要する労力とコストが大きいことに加え、算出結果と実態が乖離する事例が発生することもあることから、利用希望把握調査ではなくヒアリングや実績値等に基づき「量の見込み」の算出方法も可能であることを明記するなど、柔軟な算出方法を可能とすること。

具体的な支障事例

【現状】

子ども・子育て支援法に基づき国が定める「基本指針」及び「量の見込み」の算出の考え方に関する手引きでは、保護者に対する利用希望把握調査(アンケート調査)等を行い、これを踏まえて「量の見込み」を推計し、具体的な目標設定を行うことが求められている。

一方、幼児教育・保育の無償化の実施により、これまで各市町村では把握することができなかつた幼稚園に通う就労家庭等の状況も把握することが可能になり、アンケート調査の活用によらずとも、詳細な分析が可能となっている。

【支障】

第1期(平成27年～令和元年)、第2期(令和2年～令和6年)の策定に際して、国の手引きに基づいてアンケート調査により算出したところ、項目によっては実態にそぐわない結果となった自治体がある。

アンケート調査そのものにも多大な労力や費用が必要となっていることに加え、情報量が多く、調査結果の分析にも長時間を要している。また、計画と実績値が乖離する場合は中間見直し(補正)を行う必要が生じる。

手引きには、「具体的な算出方法等については、各市町村及び都道府県において地方版子ども・子育て会議等の議論を経て、適切に判断頂きたい。」や「教育・保育の量の見込みの算出に当たっては、トレンドや政策動向、地域の実情等を十分に踏まえること。」といった記載があるものの、結局、国の基本指針や手引きを無視してアンケート調査を実施せずに計画を立案するわけにはいかない。このため、アンケート調査を実施し、実態から乖離している場合は実績や過去の平均値等を参考に改めて「量の見込み」を算出し直すという作業を行っており、調査項目によってはアンケート調査が無駄なプロセスになっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

各市町村が地域の実情に応じて「量の見込み」の算出方法を選択することができるようになることで、計画策定や見直しに伴う市町村の負担が軽減され、行政の効率化につながる。

## 根拠法令等

子ども・子育て支援法第 61 条

子ども・子育て支援法に基づく基本指針(平成 26 年内閣府告示第 159 号)

「市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等のための手引き」(平成 26 年 1 月 20 日内閣府通知)

「第2期市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等の考え方」(平成 31 年 4 月 23 日内閣府通知)

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

小樽市、いわき市、高崎市、千葉市、川崎市、豊橋市、豊田市、和歌山市、広島市、高知県、福岡県、佐世保市、宮崎県、全国町村会

○地域の実情に応じて算出方法を選択することができれば、計画策定や見直しに伴う業務量軽減につながることが期待される。

○提案提案同様、子ども・子育て支援法に基づき国が定める「基本指針」及び「量の見込み」の算出の考え方に関する手引きに則り、保護者に対する利用希望把握調査(アンケート調査)等を実施しているが、一定のニーズを把握できる反面、「幼児教育・保育」の「量の見込み」に関しては、現状の実績を踏まえた見込みと大きく乖離し、数値として使用できないなど労力とコストを要するわりには、活用できる分が少ないなどの影響が出ている。よって、提案市同様、利用希望把握調査でなく、ヒアリングや実績値等に基づく「量の見込み」が可能となるなど、自治体の状況に応じた算出方法も可能としていただきたい。

○当市でもアンケート調査の結果と実際の支給認定に乖離があり、アンケートでは現実的な量の見込みを算定することができないため算定方法を選択制としてほしい。

○当市においても量の見込み算出に当たっては、保護者の意向調査や人口推移の見込みなどを算出しているが、職員の事務作業に加えて委託費などの経費もかかってきており、多大なコストがかかっている。

○計画策定や見直しに伴う市町村の負担の軽減や行政の効率化につながるよう、算出方法の見直しを求める。

○第二期子ども・子育て支援事業計画策定時、国の指針に基づきアンケート調査を行い「量の見込み」を算出したが、実態との乖離が大きく、そのまま計画上の「量の見込み」とすることができない項目が多かった。そのため、各事業の過去5年間の利用実績をもとに算定し直す結果となった。アンケート調査対象は子育て中の保護者 2,000 人、約 40 項目あり、コンサル会社は入れず、すべて職員で集計をしたため相当の時間を要した。第3期計画においても同様のアンケートを行なった場合、同様の結果が予測される。担当としては、各事業の実績値等をもとに「量の見込み」を算定する方法が一番現実的と感じるが、潜在的ニーズを探る必要もあることから、国の基本指針や手引き(アンケート内容及び算出方法)の見直しも検討していただきたい。

## 各府省からの第1次回答

市町村子ども・子育て支援事業計画に関しては、令和2年度を初年度とする第2期の計画期間が開始したところであり、令和7年度を初年度とする第3期の計画においては、計画策定期限の「量の見込み」の算出方法も含め市町村子ども・子育て支援事業計画の在り方等について、第2期市町村子ども・子育て支援事業計画の進捗状況等を踏まえて検討していくものと考えている。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

提案において示したとおり、第1期(平成 27 年～令和元年)、第2期(令和2年～令和6年)の計画策定期限に際して、実態にそぐわない「量の見込み」算出結果となった事例が既に複数発生している。

内閣府子ども・子育て本部として地方自治体の計画策定期限に関する状況調査を行うなどにより、地方の実情をよく把握いただいた上で、アンケート結果に基づき量の見込みを算出する項目の見直しや、実態に即した量の見込みが算出できるよう算出方法について研究し、算出に係る手引きを再考されたい。

また、第2期の計画策定期限においては、計画策定期限の約1年前に算出に係る手引きが示されたが、第3期の計画策定期限においては、地方自治体の負担軽減のため、前述の策定期限に係る事務作業の軽減とあわせ、計画策定期限に関する方針を、計画策定期限の1年半より早期に提示いただくようお願いする。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

一

### 地方六団体からの意見

#### 【全国知事会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

#### 【全国町村会】

計画と実績の乖離を小さくするとともに、事務負担軽減につなげるため、提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

### 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

- 子ども・子育て支援法第61条4項は「…子どもの保護者の…意向その他の事情を勘案して作成されなければならない」としているが、アンケートのみが、意向その他の事情を勘案できる適切な手法であるとはいえないのではないか。
- 次期計画策定の手引きにおいては、これまで市町村が蓄積してきたノウハウや調査結果及び実績を勘案しながら、各市町村にあわせた合理的な方法で算定を行うことができるよう、アンケート調査以外の方法を示すべきではないか。
- アンケートに関しても、実態と乖離が生じている項目を見直し、実態を的確に把握することができる必要最小限の項目に限定すべきではないか。
- 労働力調査や女性の就業率データ等、国で実施されている調査結果を市町村単位で公表し、市町村が計画策定の際に活用できるようすべきではないか。
- 市町村子ども子育て支援事業計画の策定には、基本指針が示されてから1年半ほどの準備期間がかかることから、次期計画策定については、市町村において令和5年度中には作業を始める必要があることから、手引きにおける「量の見込み」の算出方法を令和4年度末までに示すべきではないか。

### 各府省からの第2次回答

第1・2期の市町村子ども・子育て支援事業計画の策定に係る手引きにおいて、潜在ニーズも含めた教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業(以下「教育・保育等」という。)の量の見込みの算出に当たっては、アンケート調査以外の方法も可能であることは記載しているところであるが、ご提案を踏まえ、改めてよりわかりやすく周知することを検討したい。

なお、各地域で必要となる教育・保育等の量は地域の実情によって様々に変化するものであり、第1・2期の計画策定の手引きではその標準的な算出方法を示したものであって、実態と乖離する場合には、地域の実情に即したより効果的、効率的な方法を取ることは可能である。その際、例えば、手引きに記載されている算出方法の一部変更やアンケート項目の追加・変更・削除などの方法も考えられる。

また、第3期の計画策定に関する手引きについては、地方自治体の負担軽減の観点も含め、計画策定期限の1年半より早期に提示することも今後検討したい。

なお、労働力調査については、一部の結果(モデル推計値)について都道府県別に公表されているが、当該調査は、日本全体の就業・不就業の実態とその変化を推計することを前提として設計された標本調査であり、都道府県別の推計を前提とした標本抽出を行っておらず、標本規模も小さいことなどにより、全国の結果に比べ結果精度が十分に確保できないとみられることから、都道府県別の結果の利用に当たっては注意を要するとされている。また、同様の理由により、市町村別のデータは公表されていない。

<参考>労働力調査(基本集計)都道府県別結果(総務省統計局 HP)

<https://www.stat.go.jp/data/roudou/pref/index.html>

<参考>女性の就業者数及び就業率(内閣府男女共同参画局 HP)

[https://www.gender.go.jp/about\\_danjo/whitepaper/r01/zentai/html/zuhyo/zuhyo01-02-01.html](https://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/r01/zentai/html/zuhyo/zuhyo01-02-01.html)

※労働力調査(基本集計)より作成されたもの。

### 令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（令和3年12月21日閣議決定）記載内容

#### 5【文部科学省】

(11)子ども・子育て支援法(平24法65)

(iv)市町村子ども・子育て支援事業計画(61条1項)における量の見込みの算出方法については、市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)の事務負担を軽減する観点から、アンケート調査以外の手法を用い

ることも可能である旨を明確化し、市町村に令和4年度中を目途に周知するとともに、アンケート調査以外の手法を例示すること等について検討を行い、令和4年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省：内閣府及び厚生労働省)

# 令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 最終的な調整結果

管理番号

182

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

05\_教育・文化

提案事項(事項名)

公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分における報告時期の見直し

提案団体

広島市

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的な内容

国庫補助を受けて整備した学校施設の財産処分に関し、包括承認事項に該当する場合の文部科学省への報告について、提出期限を財産処分予定時期の2か月前としている取扱いを見直すことを求める。

具体的な支障事例

国庫補助を受けて整備した学校施設の財産処分には文部科学大臣の承認を要するが、承認手続の簡素化を図るために、補助事業終了後10年以上経過した財産の無償による処分などの場合は、文部科学大臣への報告をもって承認があつたものとする包括承認制が認められており、その報告は財産処分予定時期の2か月前までに行うこととされている。

当市では、令和2年3月末に廃校となった施設の一部について、同年3月初旬に、地元住民から4月以降自治会で活用するため無償貸与してほしい旨の申し出があったことから、この包括承認制を活用し手続を進めたが、住民からの申し出の時点で既に文部科学省への報告期限を過ぎていたため、別途、報告遅延に係る顛末書を作成する必要が生じたという事例があった。

本来、学校施設等の活用により地域を活性化させていくという観点からは、地域住民等のニーズには可能な限り、迅速かつ柔軟に対応したいと考えているが、事務の簡素化から導入された包括承認制を活用する際に、報告期限が2か月前までに設定されていることは大きな支障となっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

地域住民等のニーズに対し、従前よりも迅速かつ柔軟に対応できるようになり、地域コミュニティの活性化促進に資することができる。また、今後、廃校の増加が見込まれる中、学校施設の有効活用の推進にもつながる。

根拠法令等

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条

公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について(令和2年12月9日付け2文科施第281号)  
財産処分手続ハンドブック(平成31年3月)Q8

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、宮城県、郡山市、前橋市、川崎市、相模原市、富山県、豊田市、京都市、鳥取県、島根県、福岡県、熊本市、宮崎県、延岡市

○地元の要請や地域活性化のため廃校の貸出検討を行う事例が少なからずある中、貸付条件を含めた相手方

との折衝等の都合、実務上国のあるべき事例が複数ある状況である。少子化による廃校が増えており、地域活性化の拠点としての潜在的な利用価値や様々な活用形態が検討される可能性を考慮すると今後も廃校活用に伴う報告に関する、報告期日に間に合わない事例が一定数発生する可能性がある。廃校活用を積極展開していく上で、顛末書が心理的な支障とならないよう事後報告も認めるなど緩和についてご検討頂きたい。

○当市においても、廃校となった施設の跡地利活用について各団体と随時個別に協議を進めているところであり、いつ利活用の合意に至り供用開始するか時期が不透明である。そのため案件によっては財産処分予定期の2か月前までに報告書を提出することが困難となる場合も想定される。

○当市では、廃校となった施設について国立大学法人と協定を締結し、利活用を図ることを決定していたが、使用貸借契約の内容の調整に時間を要し、文部科学省への報告期限を過ぎたため、別途、報告遅延に係る顛末書を作成する必要が生じたという事例があった。契約内容の調整については契約の直前まで時間を要することがあり、報告期限が2か月前までに設定されていることは支障となっている。

○財産処分報告は、処分の相手方が決定した後で行う必要があるが、相手方の決定から契約締結までの期間が短い場合、即座に報告を行っても処分2か月前の報告期限を過ぎることになり、必ず報告遅延に係る顛末書の作成が必要となる。顛末書が不要となれば、一層事務手続の簡素化につながるため、報告時期の見直しを求めたい。

## 各府省からの第1次回答

公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分報告書の提出時期の目安を、「処分予定期の2か月前」としていることについては、財産処分手続きを円滑に進めるための運用上のルールとして、「財産処分手続ハンドブック(平成31年3月 文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課)」に記載しているものである。本ルールを定める以前は、処分予定期間近に報告書が提出される案件が散見され、手続きの運用・円滑な事務処理に支障をきたす恐れがあった。そのため、現在は上記のような原則的な提出期限を定め、提出期限を過ぎた場合は、やむを得ず提出が遅れた(十分な時間的余裕をもった計画的な報告ができなかった)個別の事情等を把握するための「顛末書」の提出を求めているところである。年間約300件の財産処分承認申請及び約500件の財産処分報告があるなか、補助金適正化法第22条に反する事例がないよう、手続きに必要な提出書類及びその内容に不備や誤り等がないかの確認や自治体との調整等を行い、処分予定期よりも前に財産処分手続きを適切に完了させるためには、2か月前という提出期限は妥当なものであると考えている。なお、顛末書については、様式は任意としており、押印原則の見直しを進める観点から、現在は公印押印を求めないこととしている。各自治体におかれましては、今後とも財産処分手続きを円滑に進めていくため、計画的な申請・報告にご協力いただきたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

「処分予定期の2か月前」という報告期限は、これを定める以前の状況を踏まえて「財産処分手続ハンドブック」において設定したことであるが、この「財産処分手続ハンドブック」の作成から2年以上が経過し、報告に係る事務処理や自治体への確認・調整について、事例の蓄積に伴う効率化が図られているものと考えるので、自治体による地域住民等のニーズへの迅速かつ柔軟な対応に支障が生じている実態を踏まえ、ぜひとも報告期限の見直しを検討いただきたい。

なお、報告期限の見直しがなされない場合であっても、顛末書の提出は心理的な障壁となるため、報告書への理由の記載に代えることができると考えるので、併せて検討いただきたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

一

## 地方六団体からの意見

### 【全国知事会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

## 各府省からの第2次回答

財産処分の報告については通知で定めているとおり、包括承認事項であるため、報告書において記載事項の不備等必要な要件が具備されていない場合は承認とはならず、記載内容の確認、修正依頼といった申請があつ

た自治体との調整に時間要する状況である。また、事例の蓄積に伴う効率化については、文部科学省だけではなく、申請を行う自治体側にも事例の蓄積がなければ、効率化につながるものではないと考える。そのため、「財産処分手続ハンドブック(平成31年3月 文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課)」における、「財産処分手續でよくある誤り等」の確認のポイントについて、引き続き周知を行うとともに、これまでの事例の蓄積を踏まえて、内容を充実することについて検討してまいりたい。顛末書については、財産処分承認申請書等(指定の様式有り)に、これまでの顛末書等の内容を記載するよりも、現在のように、その他の参考資料(任意様式)とする方が、申請が遅れた要因等に応じて、自治体において柔軟に対応ができると考える。

## 令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（令和3年12月21日閣議決定）記載内容

### 5【文部科学省】

(10)補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭30法179)

公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認手続のうち、包括承認事項に関する申請事務については、地方公共団体の事務の効率化のため、「財産処分手續ハンドブック(平成31年3月文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課)」の内容を充実させ、地方公共団体に令和3年度中に周知する。

# 令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 最終的な調整結果

管理番号

193

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

05\_教育・文化

提案事項(事項名)

公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分における報告時期の見直し

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的な内容

国庫補助を受けて整備した学校施設の財産処分に関し、包括承認事項に該当する場合の文部科学省への報告について、提出期限を財産処分予定時期の2か月前としている取扱いを見直すことを求める。

具体的な支障事例

国庫補助を受けて整備した学校施設の財産処分には文部科学大臣の承認を要するが、承認手続の簡素化を図るために、補助事業終了後10年以上経過した財産の無償による処分などの場合は、文部科学大臣への報告をもって承認があつたものとする包括承認制が認められており、その報告は財産処分予定時期の2か月前までに行うこととされている。

当市では、令和2年3月末に廃校となった施設の一部について、同年3月初旬に、地元住民から4月以降自治会で活用するため無償貸与してほしい旨の申し出があったことから、この包括承認制を活用し手続を進めたが、住民からの申し出の時点で既に文部科学省への報告期限を過ぎていたため、別途、報告遅延に係る顛末書を作成する必要が生じたという事例があった。

本来、学校施設等の活用により地域を活性化させていくという観点からは、地域住民等のニーズには可能な限り、迅速かつ柔軟に対応したいと考えているが、事務の簡素化から導入された包括承認制を活用する際に、報告期限が2か月前までに設定されていることは大きな支障となっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

地域住民等のニーズに対し、従前よりも迅速かつ柔軟に対応できるようになり、地域コミュニティの活性化促進に資することができる。また、今後、廃校の増加が見込まれる中、学校施設の有効活用の推進にもつながる。

根拠法令等

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条

公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について(令和2年12月9日付け2文科施第281号)  
財産処分手続ハンドブック(平成31年3月)Q8

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、宮城県、郡山市、前橋市、富山県、豊田市、鳥取県、島根県、福岡県、宮崎県、延岡市

○地元の要請や地域活性化のため廃校の貸出検討を行う事例が少なからずある中、貸付条件を含めた相手方との折衝等の都合、実務上國の求める期日までに調整ができず顛末書を提出した事例が複数ある状況であ

る。少子化による廃校が増えている中、地域活性化の拠点としての潜在的な利用価値や様々な活用形態が検討される可能性を考慮すると今後も廃校活用に伴う報告に関し、報告期日に間に合わない事例が一定数発生する可能性がある。廃校活用を積極展開していく上で、顛末書が心理的な支障とならないよう事後報告も認めるなど緩和についてご検討頂きたい。

○当市では、国庫補助を受けた教職員住宅について、空き部屋を有効活用する観点より、地域おこし協力隊や船員など教職員以外への入居貸付を行っている。本件についても、包括承認制が認められており、その報告は財産処分予定時期の2か月前までに行うこととされているが、3月初旬に入居したい旨の申し出があり、既に文部科学省への報告期限を過ぎていたため、報告遅延に係る顛末書を作成する必要が生じたという事例がある。

○当市では、廃校となった施設について国立大学法人と協定を締結し、利活用を図ることを決定していたが、使用貸借契約の内容の調整に時間を要し、文部科学省への報告期限を過ぎたため、別途、報告遅延に係る顛末書を作成する必要が生じたという事例があった。契約内容の調整については契約の直前まで時間を要することがあり、報告期限が2か月前までに設定されていることは支障となっている。

○財産処分報告は、処分の相手方が決定した後で行う必要があるが、相手方の決定から契約締結までの期間が短い場合、即座に報告を行っても処分2か月前の報告期限を過ぎることになり、必ず報告遅延に係る顛末書の作成が必要となる。顛末書が不要となれば、一層事務手続の簡素化につながるため、報告時期の見直しを求めたい。

## 各府省からの第1次回答

公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分報告書の提出時期の目安を、「処分予定時期の2か月前」としていることについては、財産処分手続きを円滑に進めるための運用上のルールとして、「財産処分手続ハンドブック(平成31年3月 文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課)」に記載しているものである。本ルールを定める以前は、処分予定日間近に報告書が提出される案件が散見され、手続きの運用・円滑な事務処理に支障をきたす恐れがあった。そのため、現在は上記のような原則的な提出期限を定め、提出期限を過ぎた場合は、やむを得ず提出が遅れた(十分な時間的余裕をもった計画的な報告ができなかった)個別の事情等を把握するための「顛末書」の提出を求めているところである。年間約300件の財産処分承認申請及び約500件の財産処分報告があるなか、補助金適正化法第22条に反する事がないよう、手続きに必要な提出書類及びその内容に不備や誤り等がないかの確認や自治体との調整等を行い、処分予定時期よりも前に財産処分手続きを適切に完了させるためには、2か月前という提出期限は妥当なものであると考えている。なお、顛末書については、様式は任意としており、押印原則の見直しを進める観点から、現在は公印押印を求めないこととしている。各自治体におかれても、今後とも財産処分手続きを円滑に進めていくため、計画的な申請・報告にご協力いただきたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

「処分予定時期の2か月前」という報告期限は、これを定める以前の状況を踏まえて「財産処分手続ハンドブック」において設定したことであるが、この「財産処分手続ハンドブック」の作成から2年以上が経過し、報告に係る事務処理や自治体への確認・調整について、事例の蓄積に伴う効率化が図られているものと考えるので、自治体による地域住民等のニーズへの迅速かつ柔軟な対応に支障が生じている実態を踏まえ、ぜひとも報告期限の見直しを検討いただきたい。

なお、報告期限の見直しがなされない場合であっても、顛末書の提出は心理的な障壁となるため、報告書への理由の記載に代えることができると考えるので、併せて検討いただきたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

一

## 地方六団体からの意見

### 【全国知事会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

## 各府省からの第2次回答

財産処分の報告については通知で定めているとおり、包括承認事項であるため、報告書において記載事項の不備等必要な要件が具備されていない場合は承認とはならず、記載内容の確認、修正依頼といった申請があつ

た自治体との調整に時間要する状況である。また、事例の蓄積に伴う効率化については、文部科学省だけではなく、申請を行う自治体側にも事例の蓄積がなければ、効率化につながるものではないと考える。そのため、「財産処分手続ハンドブック(平成31年3月 文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課)」における、「財産処分手續でよくある誤り等」の確認のポイントについて、引き続き周知を行うとともに、これまでの事例の蓄積を踏まえて、内容を充実することについて検討してまいりたい。顛末書については、財産処分承認申請書等(指定の様式有り)に、これまでの顛末書等の内容を記載するよりも、現在のように、その他の参考資料(任意様式)とする方が、申請が遅れた要因等に応じて、自治体において柔軟に対応ができると考える。

## 令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（令和3年12月21日閣議決定）記載内容

### 5【文部科学省】

(10)補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭30法179)

公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認手続のうち、包括承認事項に関する申請事務については、地方公共団体の事務の効率化のため、「財産処分手續ハンドブック(平成31年3月文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課)」の内容を充実させ、地方公共団体に令和3年度中に周知する。